

平成30年第1回

長万部町議会定例会会議録

平成30年 3月 8日 開会

平成30年 3月16日 閉会

長 万 部 町 議 会

目 次

平成30年 3月 8日（木曜日）第1号

○招集年月日	-----	1 頁
○招集の場所	-----	1 頁
○開 議 日 時	-----	1 頁
○応 招 議 員	-----	1 頁
○不応招議員	-----	1 頁
○出 席 議 員	-----	1 頁
○欠 席 議 員	-----	1 頁
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	-----	1 頁
○本会議に職務のため出席した者の職氏名	-----	1 頁
○議 事 日 程	-----	2 頁
○開会・開議宣告・議事日程	-----	4 頁
○諸般の報告	-----	4 頁
○会議録署名議員の指名	-----	4 頁
○会期の決定	-----	4 頁
○行政報告	-----	5 頁
○町政執行方針及び教育行政執行方針並びに予算大綱説明	-----	6 頁
○議案第1号 長万部町特定教育・保育及び特定地域型保育に係る利用者負担に関する条例		20頁
○議案第2号 長万部町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例	-	21頁
○議案第3号 長万部町個人情報保護条例の一部を改正する条例	-----	22頁
○議案第4号 長万部町手数料条例の一部を改正する条例	-----	24頁
○議案第5号 長万部町国民健康保険条例の一部を改正する条例	-----	25頁
○議案第6号 長万部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	-----	25頁
○議案第7号 長万部町介護保険条例の一部を改正する条例	-----	26頁
○議案第8号 長万部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	-----	27頁
○議案第9号 長万部町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例	-----	29頁
○議案第10号 長万部町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準等に関する条例の一部を改正する条例	-----	31頁
○議案第11号 長万部町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の		

	一部を改正する条例	32頁
○議案第12号	長万部町火災予防条例の一部を改正する条例	33頁
○議案第13号	辺地総合整備計画の変更について	34頁
○議案第14号	町道の路線変更について	35頁
○議案第15号	平成29年度長万部町一般会計補正予算（第12号）	36頁
○議案第16号	平成29年度長万部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	44頁
○議案第17号	平成29年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	44頁
○議案第18号	平成29年度長万部町介護保険特別会計補正予算（第3号）	46頁
○議案第19号	平成29年度長万部町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	48頁
○議案第20号	平成29年度長万部町ガス事業会計補正予算（第2号）	49頁
○議案第21号	平成29年度長万部町水道事業会計補正予算（第2号）	50頁
○議案第22号	平成29年度長万部町病院事業会計補正予算（第5号）	51頁
	（議案第23号から議案第30号まで一括議題）	53頁
○議案第23号	平成30年度長万部町一般会計予算	
○議案第24号	平成30年度長万部町後期高齢者医療特別会計予算	
○議案第25号	平成30年度長万部町国民健康保険特別会計予算	
○議案第26号	平成30年度長万部町介護保険特別会計予算	
○議案第27号	平成30年度長万部町公共下水道事業特別会計予算	
○議案第28号	平成30年度長万部町ガス事業会計予算	
○議案第29号	平成30年度長万部町水道事業会計予算	
○議案第30号	平成30年度長万部町病院事業会計予算	
○諸般の報告		54頁
○諮問第1号	人権擁護委員の推薦について	54頁
○休会の決定		55頁
○散会宣告		55頁

平成30年第1回長万部町議会定例会（第1日目）

◎招集年月日 平成30年 3月 8日（木）

◎招集の場所 長万部町役場 議場

◎開議日時 平成30年 3月 8日（木） 午前10時00分

◎応招議員（10名）

1番	北川佳嗣	6番	大谷敏弥
2番	長崎厚	7番	村川毅
3番	辻紀樹	8番	角健
4番	高森功治	9番	柏倉恵里子
5番	橋本收司	10番	辻義雄

◎不応招議員 なし

◎出席議員 応招議員に同じ

◎欠席議員 不応招議員に同じ

◎地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	木幡正志	水道ガス課長	佐藤剛
副町長	佐々木伸也	出納室長	小川洋
総務課長	本前武広	消防長	佐藤英代
まちづくり新幹線課長	加藤慶一	病院事務長	田辺知行
まちづくり新幹線課参事	寺島進一	教育長	近藤英隆
税務課長	中森恵	教育次長	岡野喜美雄
町民課長	中里博也	教育委員会事務局参事	佐藤修
保健福祉課長	豊嶋慎一	選挙管理委員会書記長	本前武広
産業振興課長	中山裕幸	監査事務局長	岡部忠
産業振興課参事	中田信樹	農業委員会事務局長	中山裕幸
建設課長	神野隆之	農業委員会事務局次長	中田信樹

◎本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	岡部忠
議事係長	増田理恵
議事係	岡田幸

◎議事日程

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
追加日程第1		行政報告
日程第3		町政執行方針及び教育行政執行方針並びに予算大綱説明
日程第4	議案第1号	長万部町特定教育・保育及び特定地域型保育に係る利用者負担に関する条例
日程第5	議案第2号	長万部町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例
日程第6	議案第3号	長万部町個人情報保護条例の一部を改正する条例
日程第7	議案第4号	長万部町手数料条例の一部を改正する条例
日程第8	議案第5号	長万部町国民健康保険条例の一部を改正する条例
日程第9	議案第6号	長万部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第10	議案第7号	長万部町介護保険条例の一部を改正する条例
日程第11	議案第8号	長万部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
日程第12	議案第9号	長万部町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例
日程第13	議案第10号	長万部町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準等に関する条例の一部を改正する条例
日程第14	議案第11号	長万部町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例
日程第15	議案第12号	長万部町火災予防条例の一部を改正する条例
日程第16	議案第13号	辺地総合整備計画の変更について
日程第17	議案第14号	町道の路線変更について
日程第18	議案第15号	平成29年度長万部町一般会計補正予算（第12号）
日程第19	議案第16号	平成29年度長万部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第20	議案第17号	平成29年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第21	議案第18号	平成29年度長万部町介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第22	議案第19号	平成29年度長万部町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第23	議案第20号	平成29年度長万部町ガス事業会計補正予算（第2号）
日程第24	議案第21号	平成29年度長万部町水道事業会計補正予算（第2号）
日程第25	議案第22号	平成29年度長万部町病院事業会計補正予算（第5号）
日程第26	議案第23号	平成30年度長万部町一般会計予算
日程第27	議案第24号	平成30年度長万部町後期高齢者医療特別会計予算
日程第28	議案第25号	平成30年度長万部町国民健康保険特別会計予算
日程第29	議案第26号	平成30年度長万部町介護保険特別会計予算
日程第30	議案第27号	平成30年度長万部町公共下水道事業特別会計予算
日程第31	議案第28号	平成30年度長万部町ガス事業会計予算

日程第32	議案第29号	平成30年度長万部町水道事業会計予算
日程第33	議案第30号	平成30年度長万部町病院事業会計予算
日程第34	諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦について

◎開会・開議宣告・議事日程

１０時００分 開会

○議長（辻義雄） ただいまの出席議員は１０名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成３０年第１回長万部町議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（辻義雄） 諸般の報告を事務局長からいたします。

岡部事務局長。

○議会事務局長（岡部忠） 諸般の報告をいたします。

監査委員から１月分の出納検査報告書が提出されました。また、渡島廃棄物処理広域連合議会議員から会議結果報告書が提出されましたので、それぞれお手元に配付いたしました。

次に、本定例会に議案等の説明のため、あらかじめ町長、教育長、その他執行機関およびそれぞれ委任または嘱託を受けた説明員の出席を求めています。以上であります。

○議長（辻義雄） 以上で諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（辻義雄） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定により、議長において３番辻紀樹議員、６番大谷議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（辻義雄） 日程第２、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日から３月１６日までの９日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

したがって本日から３月１６日までの９日間に決定いたしました。

お諮りいたします。

先ほど町長から行政報告の申し出がありました。これを日程に追加し、追加日程第１として行政報告を許可したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって行政報告を日程に追加し、追加日程第１として許可することに決定いたしました。

◎行政報告

○議長（辻義雄） 追加日程第1、行政報告を行います。

木幡町長。

〔町長（木幡正志）登壇〕

○町長（木幡正志） 行政報告を追加日程にいただきまして、誠にありがとうございました。
それでは行政報告をさせていただきます。

先月2月22日に東京理科大学のホームページで発表された「葛飾キャンパスにおける学部学科の再編について」の現時点での情報についてご報告を申し上げます。

まず、理科大発表の趣旨と概要についてですが、再編の趣旨といたしましては、大学での高度な教育と先進的な研究を実施するため、葛飾キャンパスを新技術・新産業創造の拠点として更に発展させ、基礎工学部を改組するとともに、新学科を開設することを計画しているとのことであります。

再編の概要といたしましては、1つ目には、2025年4月に薬学部および大学院薬学研究科を野田キャンパスから葛飾キャンパスに移転すること。2つ目には、基礎工学部の学部名を変更し、理学部第一部応用物理学科を物理工学科に改組転換し統合した上で、2023年4月に機能デザイン工学科を新設し5学科体制とすること。3つ目には、改組後の基礎工学部は1年次の長万部キャンパスにおける全寮制教育を解消し、葛飾キャンパスにおいて4年間の一貫教育を行うことに変更するとともに、長万部キャンパスは国際化のための教育の場として活用するべく検討を進めること。以上が理科大が公表した内容であります。

公表した内容で特に本町での影響があるのは、基礎工学部長万部キャンパスの1年生の全寮制教育解消ということですが、今回の発表に伴い、テレビ・新聞などマスコミによる報道により町民に動揺が広がっている状況を踏まえ、事実確認と今後の対応のため、先日2月26日に東京理科大学神楽坂キャンパスへ出向き本山理事長と急遽面談をしております。また、昨日の3月7日に理科大の安盛長万部担当理事が来庁され、本件について正式にご説明を受けましたので、それらの内容を整理してご報告をいたします。

まず現時点では、理科大として長万部キャンパスを今後どうやって活用していくのかの具体策については未定となっておりますが、長万部キャンパスの廃止ではないことを理解してほしいということでありました。

大学としては、学校としての教育を考え学生のことを考えて検討しているとのことで、長万部キャンパスだけの問題ではなく葛飾キャンパスおよび理科大全体での再編問題であることと、再編にあたり基礎工学部を現在ある3学科を5学科体制とすることにより、学生数の規模を拡大した場合に、長万部キャンパスが対応できないということも理由のひとつと上げております。実施時期についても未定であることを確認をいたしました。

一方、今後の長万部キャンパスの活用については、国際化のための教育の場としての活用を検討しているとのことで、長万部キャンパスは閉鎖しないで活用することを重ねて強調されております。

また、基礎工学部の一年次教養課程の評価が高いことは認められているところであり、今までの長万部キャンパスにおける良さを活かし、これまで以上の価値ある教養教育をしていく提案とすべく、今後の具体策を検討していくとのことでありました。

なお、平成30年度の理科大長万部キャンパスの対応につきましては、2月23日に理科大ホームページで「葛飾キャンパスにおける学部学科の再編に関する2018年度入学生の対応について」ということで追加発表され、平成30年度入学者については長万部キャンパスにおける1年次全寮制教育を行うとともに、再編に伴い在学中に名称変更が行われた場合でも、教員免許課程も含めカリキュラム等は影響を受けることがない旨の対応とすることを確認しております。

今後の対応につきましては、内容が固まった段階で町に対してきちんと説明をするとのお約束をいただいたところであります。

また、理科大と長万部町は、お互いに良きパートナーとして今後も長万部キャンパスを有効に活用するべく、維持・継続していくことを双方で確認をいたしました。

以上が、東京理科大学の再編に関する現時点での情報についてのご報告であります。行政報告を終わります。

〔町長（木幡正志）自席へ〕

○議長（辻義雄） 以上で行政報告を終わります。

◎町政執行方針及び教育行政執行方針並びに予算大綱説明

○議長（辻義雄） 日程第3、町政執行方針及び教育行政執行方針並びに予算大綱説明を行います。
はじめに町政執行方針を行います。

木幡町長。

〔町長（木幡正志）登壇〕

○町長（木幡正志） 平成30年第1回町議会定例会の開会にあたり、町政執行に対する所信と町政運営の基本的な考え方を申し上げます。

私は、町長の重責を担わせていただいて以来、今日まで町民の生命と財産を守るという信念のもと、町民のみなさんの声に耳を傾け、夢と希望を持ち安心して暮らすことができるまちづくりを目指し、解決すべき諸課題に取り組んでまいりました。この間、議員各位をはじめ町民のみなさんから温かいご理解とご支援をいただきましたことに、心から感謝とお礼を申し上げます。

昨年10月の衆議院議員総選挙では、自由民主党・公明党の連立政権が過半数を獲得し、第4次安倍内閣が誕生いたしました。引き続き、地方創生、国土強靱化、女性の活躍、働き方改革、子育て・介護環境整備等の課題が山積する中、真に国民のための政権運営がなされることを期待しております。

地方を取り巻く環境は、人口減少や少子高齢化の進展など、依然として厳しい状況にありますが、将来の北海道新幹線長万部駅開業を見据えながら、本町が誇りと希望の持てるふるさととして、未来に向かい永続的に発展できるよう、町民のみなさんと英知を結集し、各種施策の実現に全力をあげて取り組んでまいり所存であります。

今後も、町民一人ひとりの思いを大切に町政を進めてまいりますので、議員各位をはじめ町民のみなさんの一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

それでは、町政執行の主要施策について申し上げます。

はじめに、防災関係および交通安全対策について申し上げます。防災関係では、平成29年度より進めております防災行政情報伝達システム整備事業については、平成30年度において電波伝搬

調査の実施等により最終的な導入方式を決定し、実施設計へと進めてまいります。また、引き続き、災害時に使用する毛布や敷きマット等の計画的な整備、各種災害を想定した防災訓練や災害パネル展等を開催し、防災意識の高揚を図ってまいります。

交通安全対策では、長万部町交通安全指導員協議会を中心に、関係機関、団体と連携し、旗の波運動や街頭指導を実施しながら、交通弱者である高齢者の交通事故防止や児童生徒の交通安全の確保を重点として、町民一人ひとりの安全意識の高揚を図り、交通事故の減少と死亡事故の撲滅を目指してまいります。

次に、東京理科大学関係について申し上げます。今年も4月9日夜、全国各地から長万部町に東京理科大学基礎工学部32期生が入学されます。理科大生歓迎のフラッグを商店街や温泉街、理科大までの通りなどに掲げるなどして、町民のみなさんとともに温かい気持ちで迎えてあげたいと考えております。

また、理科大との連携によるアグリビジネス事業につきましては、旧デッカ跡地の植物工場で栽培を開始している高糖度トマトは、3月中には初収穫・初出荷できる見通しとなっております。

新年度では、植物工場設備の拡充と併せ雇用の確保と高効率生産などの研究を行うとともに、コスト面で経営の安定化を担う再生可能エネルギーの分野では、温泉排湯の熱利用や太陽光発電の実現に向けての研究・検討なども行っていく予定となっております。

また、これらの事業に伴う、生産物の売上拡大を図るためのブランディング、プロモーション、マーケティングや、生産効率の向上と出荷量増加のためのシステム導入研究や、大学との共同研究などのソフト事業の実施に対しては、長万部町地方創生総合戦略での重点事業として、国の地方創生推進交付金事業として実施計画を1月に申請しており、採択を目指しながら、引き続き、将来の自立経営に向け支援してまいります。

次に、北海道新幹線関係について申し上げます。3月現在、町内では2本のトンネル工事が行われており、立岩トンネルのルコツ工区では、本坑へ到達するための横坑の掘削が行われ、内浦トンネルの静狩工区でも、新年度に掘削が開始される予定であります。4月以降、立岩トンネルの豊津工区が発注されるとともに、その他のトンネルにつきましても、順次発注される見込みとなっております。明かり区間につきましては、新幹線と交差する道路や河川などの付け替え協議が行われており、今後、さらに協議が本格化するものと思われませんが、新幹線工事に伴い、町民のみなさんの生活に支障が生じないよう最大限に配慮するとともに、事業が円滑に推進できるよう、建設主体である鉄道・運輸機構との連携を密にして対応してまいります。

また、新幹線開業を見据えた取組みといたしまして、官民が一体となって、まちづくりを進めていくための、長万部まちづくりアクションプランを本年3月に策定いたします。このプランは、交通アクセス分野、まちなみ形成分野、観光振興分野の3つの分野ごとに、長万部まちづくり推進会議での議論を踏まえた方向性を示すとともに、開業までの年度別取組みなどが提案されております。今後は、このプランに沿いながら、駅周辺整備に係る関係機関との協議を行うなど、将来のまちづくりに向けた取組みを進めてまいります。

次に、長万部町都市計画マスタープランについて申し上げます。本町では、都市計画法の規定により、長万部町都市計画マスタープランを策定し、まちづくりの骨格を定めております。このプランは、平成16年度から平成36年度までの20年計画であります。平成24年6月の北海道新幹線認可・着工、平成29年6月の長万部駅高架化決定などを踏まえた見直しを行ってまいります。

見直しにあたっては、駅周辺整備など密接に関連する長万部まちづくりアクションプランとの整合を図るとともに、都市機能の集積と居住を誘導する区域を定める、立地適正化計画の策定も視野に入れながら、まちづくりの基本方針を決定してまいります。

次に、高齢者福祉対策および介護保険事業について申し上げます。本年３月に制定した平成３０年度から平成３２年度までの３年間を計画期間として、「共に支え合い、長寿で豊かなまちづくり」を基本理念とした、第７期長万部町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき「高齢者の生きがいと健康づくり」「安心して暮らせる環境づくり」「多様な暮らしを支え合うまちづくり」を目標に取り組みを進めてまいります。

住まい・医療・介護・予防・生活支援の一体的に提供される地域包括システムの構築に努め、社会福祉協議会をはじめとした関係機関等との連携のもとに、相談や見守り体制等の生活支援サービスの体制整備、医療・介護連携の推進、認知症の総合的な対策に取り組んでまいります。また、地域包括支援センターの体制の充実を図り、相談受付、生活支援などのほか、在宅での生活を支える介護予防事業等を推進しながら、介護保険事業の安定とサービス向上に努めてまいります。更に、高齢者のみなさんがその能力や経験を生かし積極的に社会参加ができる場づくりとして、地域敬老会への補助、老人クラブの活動支援、タクシー料金の助成、福祉バスの運行など今年度も継続して実施してまいります。なお、介護保険法の改正に伴い、本定例会に関係条例の制定及び一部改正を提案いたしております。

次に、障がい者福祉関係について申し上げます。本年３月に制定した平成３０年度から平成３５年までの６年間を計画期間とした第３次長万部町障がい者基本計画、平成３０年度から平成３２年度までを計画期間とした第５期長万部町障がい福祉計画（第１期長万部町障がい児福祉計画）を基に「障がい者だれもが自立し、安心して暮らし支え合う町」を目指し、「障がい者等の自己決定と自己選択の尊重」「地域生活への移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備」「障がい児支援体制整備」を目標に取り組みを進めてまいります。障がいに対する理解促進を図り相談支援体制や情報提供の充実を図るとともに、個々に応じた的確なサービスの提供に努めてまいります。また、町内に在住する障がいのある方の集まれる場所として、また軽作業を行うことで生きがいを見いだすことができる場所として地域活動支援センター事業を継続してまいります。

次に、町民の健康増進について申し上げます。本年３月に策定した、平成３０年度から平成３９年度までの１０年間を計画期間として町民の「健康寿命の延伸と健やかな暮らしを実現する」を基本理念とした長万部町健康づくり計画に基づき、「健やかに産み育てる」「生活習慣病の予防と悪化の防止」「こころの健康保持」を目標に家庭や教育関係機関、商工・農業・漁業団体、町内会等と連携し、健康づくりの推進に取り組んでまいります。

母子の健康では、母子健康手帳の交付時や乳幼児の健診などの機会を通じて個別相談や育児相談を継続して実施してまいります。食育については、幼少期から食への関心を持ち、栄養や食の安全への理解を深め、健康的な食生活を実践できるよう、支援してまいります。

生活習慣病の予防と悪化の防止では、少年期からの知識の普及や良い生活習慣についての周知、健診の重要性について啓蒙に努めてまいります。また、健診の受診率向上に向け検診料金の一部助成を継続してまいります。

こころの健康保持では、個別の健康相談体制の充実を図り、面談や電話による相談事業を継続してまいります。

次に、児童福祉関係について申し上げます。町立保育所では、職員体制の充実を図るとともに、保護者のご協力をいただきながら、保育サービスや保育環境の充実に努めてまいります。また、保育所内に設置している子育て支援センターでは、みんなの広場や遊びの広場など親子遊びの場の提供、子育て相談、子育てサークルの応援など、子育て支援の充実に努めてまいります。昨年度より拡大して実施しております町内の保育所、幼稚園に2人以上で入所の就学前第2子以降の児童の無料化は、平成30年度も実施し子育て支援の拡充を図ってまいります。本町では、学童保育を民間事業者に委託し、昼間、留守家庭の児童の放課後等に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図っており、引き続き、平成30年度も実施してまいります。さらに、町内に設置されている民間の保育園に対し、経営の安定化を図るため、平成30年度も支援を行ってまいります。なお、町内にある民間の幼稚園が、子ども・子育て支援新制度の施設型幼稚園に移行することに伴い、本定例会に関係条例の制定を提案いたしております。

次に、地域会館関係について申し上げます。町内にある地域会館の中で、最も古く老朽化も著しい国縫振興会館建替を地元自治会と検討を重ねてまいりました。昨年、建替に係る調査および設計が完了したことにより、平成30年度の早い時期に旧国縫小学校グラウンドの一部を利用して建替工事を実施してまいります。併せて老朽化した国縫消防団機械器具置場も併設設備することといたしました。また、南栄町老人憩の家に雨漏り等が発生しており、会館使用に支障をきたしておりますので屋根修繕工事を実施してまいります。

次に、国民健康保険関係について申し上げます。本町の国民健康保険財政運営体制については、法律改正により平成30年度から運営主体が北海道となります。大きなメリットとしては、納付金制度となることから、医療給付費等の財源が安定するとともに、道内であれば被保険者が他市町村に転出入した場合でも、高額療養費の該当情報等が引き継がれ、被保険者の負担軽減が図られます。あわせて、今後は北海道医療のレセプトが併合化されることから、各種医療費支給申請等の手続簡素化が期待されており、さらにシステム等を活用した事務事業の統一化に努めてまいります。

次に、生活環境関係について申し上げます。私たちの暮らしに関わる環境問題対策への取組みは、町民一人ひとりが、意識を持って環境負荷の少ない生活様式へと転換させていくことが大切であります。「混ぜればごみ、分ければ資源」の言葉どおり、自然に優しい循環型の地域社会づくりを目指すため、ゴミ減量化の一環として、生ごみ堆肥化容器購入補助や廃食用油、小型家電、衣類等の無料回収を継続して実施してまいります。そのほか、低炭素まちづくりに向けての節電対策を強化するため、各団体が管理している街路灯の電気料金補助および設置改良補助を継続いたしますので、地域みなさんに補助制度をご活用いただき、省エネルギー機器交換の推進と維持管理負担軽減を図ってまいります。また、改修工事のため休止しておりました葬斎場につきましては、ご不便をおかけしておりましたが、平成29年度末に竣工し、火入れ式、町民向け見学会等を実施した後、新年度から再開いたします。

次に、農業振興について申し上げます。酪農経営の安定化発展を図るため、酪農ヘルパー利用組合や乳牛検定組合等に対する助成を行い、町営による公共牧場事業を継続してまいります。肉用牛は、町有貸付牛の貸付けを引き続き行うとともに、農業共済組合や農業改良普及センター等と連携し、生産者の技術支援や巡回指導等に努めてまいります。牛ウイルス性下痢等のまん延防止を図るため、地域衛生管理体制整備事業を実施し、地域の家畜衛生体制整備を推進してまいります。

道営農道整備事業は、静狩地区道営農道整備事業として、横断管の改修を実施してまいります。

道営草地整備事業は、平成30年度から平成34年度までの5年間で公共牧場を含め、草地整備改良214.6ヘクタール、暗渠排水30.7ヘクタールなどを実施してまいります。各地区の農地および営農用水施設等の維持管理については、多面的機能支払交付金事業を実施し、保全活動の支援をしてまいります。

新規就農者対策としては、東京都や札幌市で開催される就農フェアに長万部町のブースを出展し、本町のPRや就農への情報発信を行ってまいります。

次に、林業振興について申し上げます。町有林保育事業では、豊津・共立・静狩地区町有林の多面的な機能をより一層充実させるため、地拵、植栽、下刈、除間伐事業などの一体的な整備事業を実施してまいります。民有林保育事業では、未来につなぐ森づくり推進事業による造林奨励事業補助を行うとともに、町単独事業として民有林造林推進下刈奨励事業による下刈事業補助を行い、林業振興と森林機能の向上に努めてまいります。豊津・国縫各地区の分収造林契約地は、下刈や風倒木整理後の地拵・植栽事業などを実施してまいります。道営事業は、豊津地区の町有林および民有林事業推進のため、平成17年から実施している基幹林道豊津黒岩線整備を引き続き進めてまいります。

有害鳥獣対策では、ヒグマやエゾシカによる農林業の被害が多数発生しており、農家牛舎や畑付近への出没があることから、長万部町鳥獣被害防止対策協議会を中心に関係機関と連携を図りながら、効果的な被害防止対策を実施してまいります。さらに、平成30年度からは、有害鳥獣の捕獲活動に従事する狩猟者が減少していることから、新たに狩猟者を確保するために狩猟免許取得や猟銃等の購入に係る経費について補助をしてまいります。

次に、漁業振興について申し上げます。本町の平成29年におけるホタテ貝養殖漁業の漁獲量および漁獲金額は、漁獲量7,387トン、漁獲金額では29億5,497万円となり、前年度と比較し漁獲量で38.8%の減となり、漁獲金額では33.2%の減となりました。主な要因としては、記録的なへい死などの成育不良に加え、昨年9月に襲来した台風の影響により、養殖施設からホタテ貝が脱落したことなどが減産の要因と考えられます。ホタテの生育状況は、本年2月に渡島北部地区水産技術普及指導所が調査した結果、成貝および稚貝には、現在のところ多少変形等による外部異常や内部異常が見受けられますので、引き続き各関係機関と連携し、注意深く生育調査等を行ってまいります。漁業振興では、漁業近代化資金借入金に対する利子助成や漁港街路灯電気料の補助を行い、漁家経営の安定化と健全な育成を進めてまいります。水産物供給基盤機能保全事業は、北海道が事業主体となり、昨年に引き続き、長万部漁港および国縫漁港の機能保全調査設計や静狩漁港および長万部漁港の漂砂対策として、防砂堤の新設工事を行うことが決定されております。また、同じく北海道が事業主体となり、漁村再生交付金事業の採択を受け、国縫漁港内用地整備および船揚場改良工事調査設計も行うことが決定されております。

次に、商工・観光振興について申し上げます。人口減少による地域経済の縮小が続く中、本町の商工業の振興を図るため、商工会への運営費補助を行ってまいります。また、商工会と連携し、中小企業の育成と経営安定のため中小企業融資資金の貸付けを行い、利子補給を実施してまいります。多目的活動センターあつまんべは、町内の団体主催によるイベントや各種会議、東京理科大学にも利用いただいております。木育コーナーも親子の憩いの場となっております。今後も積極的に活用いただき、住民の交流拠点となり、地域振興が図られるよう利用を推進してまいります。

商業・観光の活性化の一環であります合宿誘致事業やクラス会実施補助事業には、平成30年度

も引き続き助成を行い、関係団体との連携を強め、一層の誘致推進を図ってまいります。

観光振興では、ＪＲ長万部駅舎内に設置された長万部観光協会による観光案内所は、本町の観光案内はもとより名産品販売所として広く知られるようになり、国内をはじめ外国人観光客や町民の方に利用されており、地域経済への寄与が見受けられるようになりました。平成３０年度は、ポスター新規作成事業に助成を行い、長万部町の認知度向上を図ってまいります。また、本町の大きな観光資源のひとつであります長万部温泉の温泉井維持管理事業に助成し、温泉施設の安全と安定供給に努めてまいります。さらに、本町の一大イベントであります、おしゃまんべ毛がにまつりに助成し、地域特産物のＰＲを積極的に行い、町内外の各団体との連携を強め、地域の活性化を図り、観光のブランド化を進め、さらなる観光振興・地域振興に努めてまいります。

次に、労政関係について申し上げます。全国的に雇用情勢は改善を続けているものの、北海道は他地域との比較では回復の遅れが指摘され、未だに厳しい状況にあります。本町としては、良質で安定的な雇用を維持するため、渡島檜山北部通年雇用促進支援協議会等関係機関と連絡を密にし、求人情報や各種事業等の周知を進めるとともに、国や道と連携して雇用の確保を積極的に行ってまいります。

次に、消費生活相談関係について申し上げます。近年の消費生活相談の多様化に伴い、平成２４年度から渡島管内の全ての市町と協力して、より高度な対応ができる「函館市消費生活センター」への相談引継ぎ体制を整えております。なお、本町でも引き続き、消費生活相談員を配置するとともに、地方消費者行政活性化事業基金等を活用して整備した消費生活相談体制の充実など、消費者行政の強化を図ってまいります。

次に、建設関係について申し上げます。土木事業では、長万部町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、国の社会資本整備総合交付金を活用して、長万部中央跨線橋修繕調査設計を実施してまいります。

単独事業では、本町の旧まるたけ食堂跡地横からツルハドラッグ横までの町道本町一号線の拡幅改良工事を実施し、それに伴い事業損失の発生を防止する調査を、沿線の対象家屋等に実施してまいります。そのほか、町道の舗装補修工事や側溝取替工事・下水路清掃・河川の土砂除去など、計画的に実施してまいります。

公園事業では、長万部公園のバンガロー駐車場拡張工事およびふれあい公園高圧開閉器の取替工事を単独事業で実施してまいります。

公営住宅事業では、中部団地安全柵修理工事および夜間停電時における入居者避難時の安全確保のため、共用階段に設置している非常照明用器具の交換工事を計画的に実施してまいります。

次に、公共下水道事業について申し上げます。公共下水道の利用状況は、平成３０年１月末現在、供用開始区域内人口３，９９１人に対し、下水道接続人口は２，９３７人で、水洗化率７３．６％となっており、今後も快適な生活環境づくりに向け、水洗化の普及促進に努め、自主財源の適正な確保と経営の効率化を進めてまいります。

平成３０年の主な事業として、汚水処理施設共同整備事業の建設工事を平成３１年までの２か年事業として実施してまいります。

次に、ガス事業について申し上げます。平成２９年度の経営状況は、ガス販売量は１月末現在で前年を上回っておりますが、設備修繕費等の増加により、単年度収支で赤字が見込まれております。

平成３０年度の主な事業として、経年管対策事業であるガス本支管改良工事を実施してまいります。収益は、ガス売上の増加を見込んでおりますが、減価償却費等の増加により、単年度収支で赤

字の見込みとなっております。

ガス料金は、主原料のプロパンガス輸入価格の変動により、平均原料価格がガス供給条例で定めている基準平均原料価格と比較し、変動があった場合に、料金の単位料金単価を調整する原料費調整制度が導入されております。この制度により、平成30年度も引き続き毎月の料金を調整することになります。

ガス事業は、今後も厳しい経営環境ではありますが、保安の確保と安全性の向上に努めるとともに、健全な経営を図るよう努力してまいります。

次に、水道事業について申し上げます。平成29年度は、給水件数、給水量ともに1月末現在で単年度より下回りましたが、経費の節減により、単年度収支で黒字が見込まれております。平成30年の主な事業として、水道管移設工事の費用を計上しております。収益は、給水収益の減少を見込んでおりますが、経費の減少により、単年度収支で黒字の見込みとなっております。水道事業は、今後とも経費の節減を図り効率的な事業運営を実施し、安全な水の安定供給に努めてまいります。

次に、町立病院事業について申し上げます。町立病院につきましては、町民のみなさんの健康を支える町内唯一の病院として、また、救急告示病院として、その機能・充実に努めてまいります。

診療体制は、現在、内科医師2名、外科医師1名の常勤医師3名による診療と、毎週火曜・金曜日に北大小児科から医師派遣をいただき小児科診療、および函館の民間病院による月1回の眼科診療を実施しております。土曜、日曜日の救急医療につきましては、北大病院から医師の派遣をいただき診療を実施しております。

平成30年度につきましては、高齢化の進展や多様化する診療需要等町民のみなさんの期待に応えられる病院づくりを進めるため、より一層の医療体制の充実を図ってまいります。また、病院事業につきましては、将来的な経営形態や機能形態を考える協議会を設置し、町民のご意見をお聞きしたいと考えております。

今後も、体制の維持強化に努め、訪問診療や健康診断・各種検診および予防接種等の充実を図りながら、地域に根ざした信頼される病院を目指してまいります。

次に、消防関係について申し上げます。近年の複雑多様化、大規模化する火災や災害に対応する万全な消防力を確立するため、大型水槽付消防車を用いた新消火態勢における組織の強化や消防施設・水利の整備に努め、住民誰もが安全で安心して暮らせる町づくりを推進してまいります。

火災予防については、重大な違反対象物に係る公表制度の実施に向け、防火対象物の立入検査を徹底し違反是正を促すとともに、避難訓練や防火指導により予防意識の向上を図り、火災による被災者の抑制に努めてまいります。また、下宿や寄宿舎などに居住する要配慮者の被災を防ぐため、特別査察や防火指導を行うとともに、住宅用火災警報器の適正設置や早期更新の普及啓発を推進してまいります。

救急業務については、引き続きドクターヘリや医療機関との連携を強化し、迅速な救急搬送態勢を確立するとともに、救急救命士を医療研修機関に派遣し高度な知識技術を修得させるなど、救急隊員の資質向上を図ってまいります。

消防団については、基本団員に安全靴を配備するなど、国が定める装備基準に基づき消防団の装備資機材を計画的に整備し、団員の安全確保に取り組んでまいります。

以上、町政執行の概要について申し述べましたが、日々の変化を鋭敏に感じ取り、町民のみなさんの声に耳を傾けながら、共に汗を流し地域づくりに邁進する決意であります。町議会ならびに町

民のみなさんのご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

6か所の訂正をお願いしたいと思います。6頁の15行目「併設整備」を「併設設備」と申し上げましたので、それを「整備」と変えていただきたいと思います。7頁の16行目「安定的」を「安定化発展」と申し上げましたので、「安定的」と訂正していただきたいと思います。8頁14行目「平成17年」と申し上げましたが、「平成17年度」と「度」を付けていただければと思います。8頁の26行目「前年度」と申し上げましたが正しくは「前年」であります。9頁の19行目「運営費助成」を「運営費補助」と申し上げましたので、「運営費助成」と訂正させていただきます。11頁の20行目「平成30年度」と申し上げるところを「平成30年」と申し上げましたので、「平成30年度」に訂正をお願いいたします。次に11頁目の21行目「平成31年」と申し上げましたが、「平成31年度」に訂正をいただきたいと思います。同じく21行目「前年」と申し上げましたが、「前年度」に訂正をお願いいたします。なお12頁の13行目「単年度」と申し上げましたが、「前年度」に訂正をお願いしたいと思います。大変申し訳ございませんでした。以上で町政執行方針を終わります。

〔町長(木幡正志)自席へ〕

○議長(辻義雄) 以上で町政執行方針を終わります。

次に教育行政執行方針を行います。

近藤教育長。

〔教育長(近藤英隆)登壇〕

○教育長(近藤英隆) 平成30年度長万部町教育行政執行方針。平成30年第1回長万部町議定会定例会の開会にあたり、長万部町教育委員会が所管する教育行政の執行方針について、その大綱を申し上げます。

はじめに、社会が急速に大きく変化する時代において、子供たちには、ふるさとや地域に誇りを持ち、支え合いながら、生涯にわたって生き抜く力を身につけさせることが求められております。教育委員会では、学校・地域・家庭が連携・協働した子供の成長を支える仕組みづくりとその活用を重要な課題と捉え、学校教育と社会教育の両面から効果的な取組みを検討し、教育環境の充実を図られるよう努めてまいります。

それでは、平成30年度の主な施策等について、分野ごとに申し上げます。

学校教育について。幼・小・中・高・大学連携による教育活動の充実。幼稚園から大学まである本町の特色を活かし、教育機関が教育力を相互に活用し高め合うことを目指して、「長万部町教育連携会議」等を通じ、相互連携の場の拡充や内容の充実を図ってまいります。

地域の教育力を活用した取組。学校教育活動での地域教育力の活用については、「すべては子供たちのために」という思いを共有して、学校と地域がパートナーとして連携・協力した取組を進めるため、昨年「学校運営協議会制度」を導入いたしました。児童生徒一人ひとりの「生きる力」の育成を目指し、学校における様々な学習活動に地域人材の活用機会を検討して、「地域とともにある学校づくり」を推進してまいります。

学力・体力向上等への取組。児童生徒の基礎学力の確実な定着を目指し、家庭学習の定着化や読書活動の充実について、保護者への啓発を進めます。加えて、全国学力・学習状況調査の実施および結果公表、町独自の標準学力テストの実施により、児童生徒の習得度等の把握に努め、学校の内外で学力の向上を目指してまいります。また、小学校での道徳の教科化への対応、外国語教育活動の充実、郷土愛を深める教育活動についても推進してまいります。体力向上に関しては、全国体力

・運動能力、運動習慣等調査の実施および結果公表とともに、児童生徒の実態と課題を捉え、各学校における体育・健康に関する指導を工夫・改善してまいります。

特別支援教育への取組。特別な教育的支援を必要とする児童生徒」については、引き続き特別支援教育支援員を配置するとともに、幼稚園・保育所、小学校、中学校が連携する長万部町教育支援委員会等を通じて、就学相談や就学指導を実施してまいります。

いじめ防止・不登校等児童生徒への取組。いじめの問題については、「長万部町いじめ防止条例」に基づき、児童生徒一人ひとりの心に「いじめは絶対に許されない行為」という意識が醸成されるよう、学校、教育関係機関と連携した取組を進めてまいります。

不登校等児童生徒については、引き続き学校適応指導専門員の配置と道教委事業を活用したスクールカウンセラーの配置を行うとともに、「中1ギャップ問題未然防止事業」の活用により、中学校への加配教員の配置、中学校教員による小学校への「乗り入れ授業」等を実施して、中学校での勉強に対する不安の解消にも対応してまいります。また、「不登校等児童生徒情報交換会議」の開催により、支援を要する児童生徒や家庭内での状況等を学校、教育関係機関、関係部署が情報共有し、連携して効果的支援ができるよう進めてまいります。

学校施設の維持・管理。学校施設の維持・管理については、随時、安全性の点検・確認を実施するとともに、適切な修繕・更新等を実施してまいります。

高等学校支援。長万部高等学校については、制服購入費補助金、奨学金制度による支援のほか、通学困難な生徒・保護者に対しては、通学費補助金とスクールバスの弾力的な運用との併用により、継続支援してまいります。また、昨年度設立されました「長万部高校の教育を地域とともに考える会」への補助金交付や、効果的な支援策の検討・協議とその実現に向けた取組を進めてまいります。

学校給食について。食育事業の推進。学校教育は、「生きた教材」として、子供たちの食育に大きな役割を担っております。小・中学校における食育推進は、栄養教諭が中核となり、各学校ごとに策定された食育計画に基づき、地元食材を取り入れながら実践しております。また、食育の実現には、学校・家庭・地域の連携が不可欠であるため、食育通信や学校での試食会などにより、保護者等への広報・啓発活動を継続的に実施してまいります。

安全・安心な給食提供。「安全・安心でおいしい給食」を実践するために、提供メニューの改善・工夫に努めるとともに、「学校給食施設の衛生管理基準」に基づく調理作業の実践、食材調達における産地、鮮度確認の厳格化、加えて老朽化した施設および機械設備の更新や補修等を実施し、調理環境の整備に努めてまいります。

給食業務の運営。給食業務の運営は、食材の原材料高騰などから、大変厳しい状況下にあります。今後も原材料価格の動向を見極め、給食の質を維持するよう努めてまいります。

給食費の未納・滞納解消への取組。給食費の未納・滞納解消については、未納者への通知や訪問、電話等による督促のほか、児童手当からの特別徴収も実施しており、長万部町債権管理委員会と連携し、一層の滞納解消に努めてまいります。

社会教育について。生涯学習推進の取組。町民の生涯学習推進については、人づくりや町づくりを目指した社会教育活動の発展に向け、「第三次長万部町生涯学習推進計画」に基づき、社会教育委員や社会教育関係団体等のご意見を伺いながら進めてまいります。また、子供から高齢者まで、世代に応じた学習活動と体験活動の充実を図り、町民の地域活動や自発的ボランティア活動、団体・サークルの結成などへの支援や、学校・家庭・地域が連携した青少年の健全育成活動を推進してまいります。

文化活動振興の取組。今年は「北海道」と命名されてから150年目となる節目の年であり、北海道で様々な事業を展開する機運があることから、長万部町も歴史・文化・自然などをテーマにした生涯学習事業を実施してまいります。また、町民の心豊かで潤いのある人生を支援するため、文化団体と連携し、学習文化センター文化ホールを活用した優れた舞台芸術鑑賞の機会提供や、児童の豊かな情操を育むため、より親しみやすい図書館を目指し、「図書館まつり」などの事業を実施してまいります。

文化財保護・保存・活用の取組。国指定史跡「東蝦夷地南部藩陣屋跡ヲシヤマンベ陣屋跡」、道指定天然記念物「二股温泉の石灰華」、静狩湿原などを定期的に巡視し、保護・保存活動を継続するとともに、将来の新幹線札幌延伸工事等に伴う道教委の埋蔵文化財調査にも対応してまいります。また、平和祈念館、植木蒼悦記念館、町民センターについても、学校をはじめ、町内外の方にも積極的なPRを実施してまいります。

スポーツ活動振興の取組。町民がスポーツ・レクリエーション活動に参加することのできる環境づくりを推進するため、学校および地域団体と連携し、「町民ふれあいオリンピック」や「冬のレクスポーツの祭典」を実施し、生涯スポーツの普及・定着に努めてまいります。

また、各種スポーツ団体・サークル等の主催する各種競技会や各種大会を積極的に支援するとともに、B&G財団とも連携し、プールを活用した事業の開催を継続してまいります。

社会教育施設の維持・管理。社会教育施設の維持・管理については、随時、安全性の点検・確認を実施し、施設の環境整備の充実に努めてまいります。

以上、教育行政執行方針の概要について申し述べましたが、今後も各種教育施策の検証と改善を図りながら、教育関係者との連携を強化して、より信頼される教育行政の執行に努めてまいります。以上でございます。

訂正1点あります。よろしくお願いいたします。3頁の学校給食についての2行目です。「学校給食は」を「学校教育は」と言ってしまいました。修正よろしくお願いいたします。

〔教育長(近藤英隆)自席へ〕

○議長(辻義雄) 以上で、教育行政執行方針を終わります。

11時10分まで休憩いたします。

10時56分 休憩

11時10分 再開

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて予算大綱説明を行います。

木幡町長。

〔町長(木幡正志)登壇〕

○町長(木幡正志) 平成30年度各会計予算案について、その大綱をご説明申し上げます。

政府は、昨年12月に「平成30年度予算編成の基本方針」を閣議決定し、引き続き、「経済再生なくして財政健全化なし」を基本に、誰もが生きがいを持って充実した生活を送ることができる一億総活躍社会の実現に向け、アベノミクス「新・三本の矢」に沿い、「生産性革命」と「人づくり革命」を車の両輪とし、地方創生、国土強靱化、女性の活躍、働き方改革、子育て・介護環境整備等の取組を推進するとともに、平成30年度予算は「経済・財政再生計画」における集中改革期間の最終年度であることから、我が国財政の厳しい状況を踏まえ、同計画に掲げる歳出改革等を着実に実行するため、引き続き歳出全般にわたり聖域なき徹底した見直しを推進するとしております。

これらの国の方針を踏まえ、本町の新年度予算編成にあたっては、町民の生命と財産を守るという信念のもと、税財源の確保はもとより、国の取組と基調を合わせた歳出全般にわたる徹底した見直しを推進し、ふるさと長万部が未来に向かい永続的に発展できるよう、防災対策や子育て支援に力を入れるとともに、各種計画に則り、産業の振興、福祉の向上、教育の充実など、諸施策にわたり積極的に平成30年度予算を編成いたしました。

各会計の予算規模は、一般会計が46億6,400万円、特別会計は、後期高齢者医療・国民健康保険・介護保険・公共下水道・ガス・水道・病院の7会計が、合わせて33億3,456万1,000円となり、一般会計と特別会計の合計は、79億9,856万1,000円で、前年度対比5億822万7,000円の増となっております。

それでは、各会計ごとに主な内容について申し上げます。

はじめに、一般会計予算案についてご説明いたします。予算総額は46億6,400万円、前年度に比較して4億4,800万円、10.6%の増となりました。増額となった主な要因は、国縫振興会館等建替工事、汚水処理施設共同整備事業負担金、町道本町一号線道路改良工事、先進的アグリビジネス事業補助金、ふるさと納税関連予算の増などによるものであります。

歳出の主なものは、議会費は6,989万1,000円で、前年度に比較し23万3,000円の減で、議会運営費と事務局経費を計上いたしました。

総務費は7億7,115万8,000円で、前年度に比較し1億3,238万2,000円の増となります。

歳出の主なものは、地域おこし対策1,441万7,000円、生活交通確保対策620万円、地方創生として先進的アグリビジネス事業8,000万円、地域情報化3,264万1,000円、交通安全対策120万円、ガス・温泉採取供給2,657万5,000円、防災対策1,256万4,000円、防犯灯・街路灯整備517万2,000円、このほか、一般管理費、財産管理費、徴税費、戸籍住民基本台帳費、選挙費、統計調査費、監査委員費など管理部門の経費を計上いたしました。

民生費は10億9,752万5,000円で、前年度に比較し1億8,211万5,000円の増となります。

歳出の主なものは、福祉センター運営942万5,000円、高齢者生活支援480万4,000円、介護予防・生きがい活動支援450万3,000円、在宅福祉支援268万9,000円、老人福祉バス運行302万4,000円、高齢者生活福祉センター運営2,100万円、社会福祉法人施設補助351万2,000円、国縫振興会館等建替工事などの地域会館等整備1億5,824万2,000円、老人福祉センター運営635万円、このほか、地域保育所等補助、多子世帯保育料等軽減補助、心身障害者医療費、乳幼児等医療費、保育所に係る児童措置費、国民健康保険特別会計繰出金、介護保険特別会計繰出金、後期高齢者医療特別会計繰出金等に所要額を計上いたしました。

衛生費は5億6,628万7,000円で、前年度に比較し6,228万5,000円の増となります。

歳出の主なものは、渡島廃棄物処理広域連合負担金8,903万6,000円、ごみ処理施設運営9,875万5,000円、下水路整備457万円、山越郡衛生処理組合負担金4,306万1,000円、汚水処理施設共同整備事業負担金8,050万円、このほか、予防費、環境衛生費、公害対策費、病院事業会計繰出金、水道事業会計繰出金等に所要額を計上いたしました。

労働費は153万6,000円で、前年度に比較し4万1,000円の減となります。

歳出の主なものは、労働金庫への貸付金１００万円と季節労働者への就労援助、団体運営に対する補助などを計上いたしました。

農林水産業費は２億５，０４８万６，０００円で、前年度に比較し４，７２５万７，０００円の増となります。

歳出の主なものは、多面的機能支払交付金事業補助等農業振興として３７１万３，０００円、乳牛検定組合補助、酪農ヘルパー利用組合補助等畜産振興として３２０万２，０００円、農地振興１，５７６万４，０００円、公共牧場管理運営２，２５６万７，０００円、このほか、農業委員会運営など管理部門の経費を計上いたしました。

林業振興対策は、町有林の下刈、鳥獣捕獲補助等林業振興として３，８９７万５，０００円、分収造林４，５４８万８，０００円、森林基幹道豊津・黒岩線林道負担金は２，０００万円を計上いたしました。

水産業振興対策は、噴火湾渡島海域漁業振興対策協議会負担金、付着物有機資源リサイクル事業補助等水産業振興として２９２万３，０００円、水産基盤整備７６６万６，０００円、水産物流通加工基盤強化対策４，５３１万４，０００円を計上いたしました。

商工費は４，６７３万８，０００円で、前年度に比較し２６２万円の減となります。

商工振興対策は、商工会運営費補助、おしゃまんべ毛がにまつり事業補助、合宿誘致事業補助など１，３８８万円であります。

観光振興対策は、観光協会運営費補助、写万岳ハイキングコース維持管理事業補助、長万部温泉井維持管理事業補助など１，１７６万７，０００円、このほか、多目的活動センターの運営経費を計上いたしました。

土木費は７億２，６５３万８，０００円で、前年度に比較し８，７４２万７，０００円の増となります。

道路橋梁維持は、道路舗装・側溝補修等・除雪対策経費等で２億５，２５２万１，０００円、道路新設改良は、町道本町一号線道路改良工事などに７，５９３万３，０００円、河川維持８９０万円、都市計画５００万円、公園環境整備３，４６９万５，０００円、町営住宅整備１，１６６万４，０００円などを計上いたしました。

消防費は１億９，４１６万１，０００円で、前年度に比較し６，２００万１，０００円の減となります。消火栓取替工事などのほか、消防本部、消防団に係る経費を計上いたしました。

教育費は３億６，６９７万円で、前年度に比較し６９７万１，０００円の増となります。

学校教育関係では、小学校整備４８２万９，０００円、中学校整備９９万４，０００円を計上いたしました。社会教育関係では、町民センター運営３８７万４，０００円、学習文化センター運営１，７１５万８，０００円を計上いたしました。体育関係では、スポーツセンター運営１，１１６万４，０００円、海洋センター運営２，７７３万１，０００円を計上いたしました。学校給食センター運営は９，１２４万２，０００円を計上いたしました。

災害復旧費は、災害応急対策として１５万６，０００円を計上いたしました。

公債費、諸支出金、予備費は、それぞれ所要額を計上いたしました。

次に、歳入についてご説明いたします。町財政の根幹であります町税収入は５億４，７２１万８，０００円で、前年度に比較し９，０８９万２，０００円、１４．２％の減となります。地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、

地方特例交付金、交通安全対策特別交付金は、合わせて１億７，８１０万円を計上いたしました。

地方交付税は、前年度に比較し２００万円、０．１％減の２０億９，８００万円を計上いたしました。普通交付税を１９億７，０００万円、特別交付税を１億２，８００万円見込んでおります。税収入、繰入金等の自主財源は、前年度に比較し６，７３６万５，０００円増の１３億２，８４８万２，０００円を計上いたしました。その主なものは、財産収入１，７７７万９，０００円、分担金及び負担金３，７９３万２，０００円、使用料及び手数料１億３，３２０万３，０００円、基金繰入金５億２００万３，０００円であります。

基金繰入の内訳は、財政調整基金３億６，９００万円、減債基金１，５００万円、生活交通確保対策基金６７４万３，０００円、まちづくり基金１億７８７万８，０００円、地域福祉基金２００万円、学校教育施設整備基金１３８万２，０００円、以上６基金からの繰入を計上いたしました。

国庫支出金や町債等の依存財源は、前年度に比較し３億８，０６３万５，０００円、１２．９％増の３３億３，５５１万８，０００円を計上いたしました。

内訳として、国庫支出金は２億４，６１８万円で、主なものは、自立支援給付負担金８，０４１万１，０００円、児童手当負担金４，１６５万円、地方創生事業４，０００万円、橋梁長寿命化修繕事業２，８９５万８，０００円などであります。

道支出金は１億６，７９５万２，０００円で、主なものは、自立支援給付負担金４，０２０万５，０００円、国民健康保険税軽減費負担金２，７１４万円、後期高齢者医療保険料軽減費負担金２，３８４万１，０００円などであります。

町債は５億７，５７０万円で、内訳は、総務関連では防災設備整備債等４事業で２，２８０万円、民生関連では地域会館等整備債等４事業で１億８，３１０万円、衛生関連では地域医療対策債３，０００万円、污水处理施設整備債８，０４０万円、農林水産関連では林道整備債等６事業で４，０９０万円、商工関連では交流人口拡大推進事業債７６０万円、土木関連では道路改良債等２事業で７，１６０万円、教育関連では学校給食施設整備債等３事業で１，４３０万円、このほか臨時財政対策債１億２，５００万円であります。

次に、後期高齢者医療特別会計予算案について申し上げます。予算総額は１億１１７万７，０００円、前年度に比較して３３１万５，０００円、３．４％の増となっております。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料６，２０３万９，０００円、繰入金３，８０１万３，０００円を計上いたしております。

次に、歳出の主なものは保険料等負担金９，３８２万７，０００円で、事務費負担金４４１万８，０００円を加えた後期高齢者医療広域連合納付金９，８２４万５，０００円を計上しております。

次に、国民健康保険特別会計予算案について申し上げます。予算総額は新制度への切替により８億２，１９９万２，０００円で、前年度に比較し１億７，３２６万円１７．４％の減となっております。

歳入の主なものは、国民健康保険税１億７，３８３万円、道支出金５億６，１２６万５，０００円、一般会計繰入金８，６１９万２，０００円、このほか、使用料及び手数料、諸収入等７０万５，０００円を計上いたしております。

なお、財政運営主体が町から北海道へ移行されることから、前年度科目にありました国庫支出金、療養交付費等交付金、前期高齢者交付金、共同事業交付金については削除され、道支出金が増額となっております。同様に、歳出についても後期高齢者支援金等、前期高齢者納付金等、老人保健拠出金、介護納付金などの科目は削除され、新設科目に予算額を振分けしております。

歳出の主なものは、職員給与費のほか賦課徴収費等の運営管理経常費として総務費に2,865万円、保険給付費5億5,357万円、新たに北海道へ納付する国民健康保険事業費納付金2億444万2,000円、共同事業拠出金2,071万2,000円、財政安定化基金拠出金1,035万6,000円、このほか、保健事業費、公債費、諸支出金、予備費等426万2,000円を計上いたしております。

次に、介護保険特別会計予算案についてご説明いたします。予算総額は7億7,275万3,000円で、前年度に比較して2,229万2,000円、3.0%の増となります。

歳入は、保険料1億2,411万9,000円、国庫支出金は、介護給付費及び地域支援事業等に係る交付額1億9,206万3,000円、支払基金交付金は、第2号被保険者の保険料交付金1億8,854万7,000円、道支出金1億1,277万2,000円、繰入金1億5,377万5,000円、サービス収入132万6,000円、このほか、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、諸収入で15万1,000円を計上いたしました。

次に、歳出は、総務費は2,900万6,000円で、人件費、システム管理費、介護認定に係る経費、委員会費などを計上いたしました。保険給付費は6億7,632万3,000円で、介護サービス等諸費、審査支払手数料、高額介護サービス費、特定入所者サービス等費を計上いたしました。地域支援事業費は6,690万7,000円で、介護予防事業費や人件費を計上いたしました。このほか、基金積立金、公債費、諸支出金、予備費などで51万7,000円を計上いたしました。

次に、公共下水道事業特別会計予算案について申し上げます。予算総額は5億6,148万円で、前年度に比較し2億2,798万円、68.4%の増となっております。増額になった主な要因は、污水处理施設共同整備費の増によるものであります。

歳入の主なものは、使用料及び手数料5,478万円、国庫支出金1億3,870万円、繰入金2億3,679万円、諸収入8,351万円、町債4,770万円を計上いたしております。

次に、歳出の主なものは、一般管理費4,027万4,000円、管渠管理費1,154万2,000円、終末処理場管理費5,839万4,000円、污水处理施設共同整備費2億6,680万円、公債費1億8,427万円、予備費20万円を計上いたしております。

次に、ガス事業会計予算案について申し上げます。収益的収入予定額1億1,220万円、収益的支出予定額1億2,170万円で、差引950万円に、当年度分の建設改良費による消費税資本的収支調整額294万8,000円を加えた1,244万8,000円の赤字となります。

支出予定額の主なものは、原料費2,694万7,000円、人件費3,114万8,000円、その他事業費5,300万5,000円、営業外費用1,060万円であります。

収入予定額は、製品売上8,996万円、営業雑収益724万円、営業外収益1,397万2,000円、特別利益102万8,000円であります。

資本的収支予定額は、建設改良費3,980万円、企業債償還金2,278万1,000円、合計6,258万1,000円でこれに対する財源は、企業債2,910万円、出資金970万円、過年度分損益勘定留保資金2,378万1,000円で補填してまいります。

次に、水道事業会計予算案について申し上げます。収益的収入予定額1億6,131万円、収益的支出予定額1億5,230万円で、差引901万円から当年度分の建設改良費による消費税資本的収支調整額111万1,000円を差引した789万9,000円が黒字となります。

支出予定額の主なものは、人件費2,980万円、受託工事費401万円、減価償却費5,071

万円、その他営業費用5,220万円、営業外費用1,578万円であります。

収入予定額は、水道料金1億4,199万円、その他営業収益672万円、営業外収益1,260万円であります。

資本的収支予定額は、建設改良費1,500万円、企業債償還金5,236万6,000円、合計6,736万6,000円でこれに対する財源は、一般会計補助金385万7,000円、工事負担金729万円、過年度分損益勘定留保資金1,273万7,000円、当年度分損益勘定留保資金3,398万2,000円、減債積立金処分額950万円で補填してまいります。

次に、病院事業会計予算案について申し上げます。収益的収入予定額6億6,087万円、収益的支出予定額6億6,035万円で、差引52万円から当年度分の建設改良費による消費税資本的収支調整額48万8,000円を差引いた3万2,000円が利益となります。

支出予定額の主なものは、医業費用6億5,776万7,000円、医業外費用258万3,000円であります。

収入予定額の主なものは、医業収益5億657万4,000円、医業外収益1億5,429万6,000円となり、医業外収益のうち1億4,888万円が一般会計補助金であります。

資本的支出予定額の主なものは、建設改良費658万6,000円、企業債償還金525万6,000円、看護学生奨学資金貸付金102万円で、合計1,286万2,000円となり、これに対する資本的収入予定額は、他会計負担金112万円で、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,174万2,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填してまいります。

以上で、一般会計を含め8会計予算案の大綱について、説明を終わります。

大変申し訳ございませんが、2か所訂正をお願いしたいと思います。3頁の4行目「475万円」を誤って「457万円」と申し上げましたので、「475万円」にご訂正お願いいたします。次に8頁の27行目「2,960万円」を「2,980万円」と申し上げましたので、正しく「2,960万円」に訂正をお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。

以上で予算大綱説明を終わります。

〔町長(木幡正志)自席へ〕

○議長(辻義雄) 以上で予算大綱説明を終わります。

◎議案第1号 長万部町特定教育・保育及び特定地域型保育に係る利用者負担に関する条例

○議長(辻義雄) 日程第4、議案第1号長万部町特定教育・保育及び特定地域型保育に係る利用者負担に関する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

豊嶋保健福祉課長。

○保健福祉課長(豊嶋慎一) ただいま上程されました、議案第1号長万部町特定教育・保育及び特定地域型保育に係る利用者負担に関する条例について提案理由と内容についてご説明いたします。

子ども・子育て支援新制度における利用者負担額については、国が政令で定める額を上限として市町村が定めることとなっており、町内にある民間の幼稚園が新制度の施設型幼稚園に移行することに伴い制定するものであります。

条例本文をご覧ください。この条例は全5条から構成されており、第1条ではこの条例の趣旨を、第2条では用語の定義を、第3条では利用者負担額の上限額を条例で定め、具体的な金額について

は規則で定める旨を規定しております。第4条では災害その他の理由により、特に必要があると認める場合は利用者負担額を減免できる旨を、第5条ではこの条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定めることができる旨をそれぞれ規定するものであり、附則といたしまして、施行期日を公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用するものであります。

以上が、ただいま上程されました、議案第1号長万部町特定教育・保育及び特定地域型保育に係る利用者負担に関する条例についての内容であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議案第2号 長万部町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例

○議長（辻義雄） 日程第5、議案第2号長万部町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

豊嶋保健福祉課長。

○保健福祉課長（豊嶋慎一） ただいま上程されました、議案第2号長万部町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例について提案理由と内容についてご説明申し上げます。

この条例は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律第6条の規定による介護保険法の改正により、指定居宅介護支援事業者の指定等の事務は、平成30年4月1日以降、市町村が実施することとされたことから、これに伴い指定居宅介護支援事業の基準等を新たに条例で定めるものであります。

条数が多いことから包括的に説明させていただきます。条例制定の考え方は、国の基準に準じて制定しております。

はじめに本条例は6つの章立てとし、全32条としております。条例本文をご覧ください。

第1章は、総則で、第1条は本条例の趣旨について、指定居宅介護支援事業者の指定、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について規定したものであります。

第2章は、指定居宅介護支援の事業者の指定で、指定居宅介護支援の事業者指定できるものを条例で法人と定めた規定であります。

第3章は、指定居宅介護支援の事業の基本方針で指定居宅介護支援の事業の基本方針として、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう配慮しなければならないこと。次の頁をご覧ください。利用者の選択に基づき適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮しなければならないこと。利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類・事業者等に不当に偏ることのないよう公正

中立に行われなければならないこと。さらに、町や地域包括支援センター、その他関係事業者等との連携に努めなければならないことを規定しているものであります。

第4章は、指定居宅介護支援の事業の人員に関する基準で、第4条では指定居宅介護支援事業者は指定居宅介護事業所ごとに介護支援専門員を常勤で必要数設置しなければならないことを規定したものであります。

第5条は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。また、その管理者は主任介護支援専門員でなければならないことを規定したものであります。

次の頁をご覧ください。第5章は、指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準で、第6条から第11条までは、事業の運営に関する基準として、サービスの提供に当たっての手続きについて規定し、第12条から第13条までは利用料のあり方を規定し、第14条から第15条までは、指定居宅介護支援の基本方針、利用者の課題把握、サービス担当者会議の開催、居宅サービス計画の作成、居宅サービス計画の実施状況の把握などの居宅介護支援を構成する一連の業務の在り方や当該業務を行う介護支援専門員の責務についてを規定し、第16条から第24条までは、運営規定の策定、従業者の管理を規定し、第25条から第31条までは、利用者等の秘密保持、苦情・事故発生時の対応、サービス提供の記録の整備など指定居宅介護支援の事業を行うものが、その運営に当たって遵守すべき事項を規定したものであります。

第6章は、基準該当居宅介護支援の事業に関する基準で、第32条は基準該当居宅介護支援の事業の基準について、第2章から第5章までに定める指定居宅介護支援の基準を準用する形で規定するものであります。

次の頁をご覧ください。附則として、第1項は施行期日で、この条例は平成30年4月1日から施行するというものであり、第15条第20号の規定及び第15条を第32条において準用する場合は、平成30年10月1日から施行するというものであります。第2項は経過措置で、平成33年3月31日までの間は、第5条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員を第5条第1項に規定する管理者とすることができるものとしております。

以上が、ただいま上程されました、議案第2号長万部町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例についての内容であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第3号 長万部町個人情報保護条例の一部を改正する条例

○議長（辻義雄） 日程第6、議案第3号長万部町個人情報保護条例の一部を改正する条例の件を

議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

本前総務課長。

○総務課長（本前武広） ただいま上程されました、議案第3号長万部町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

この度の改正は、「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部が改正され、個人情報の定義の明確化及び要配慮個人情報の取扱い等に関する規定が整備されたことから、条文中の文言等を整理するものであります。

条例の改正内容につきましては、議案に添付しております新旧対照表により、ご説明いたします。表の左欄が改正後で、右欄が改正前で、下線部分が変更する内容であります。

第2条は定義で、第2条第2号中、「特定の個人が識別され、又は識別され得るものであり、実施機関が管理する文書、図画、フィルム及び磁気テープその他これに類する物に記録されるもの又は記録された」を「次のいずれかに該当する」に改め、同号ただし書を削り、同号に次のように加えます。

ア、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他、人の知覚によっては認識することができない方式をいう。以下同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ、個人識別符号が含まれるもの。これは、第2号アで、法に合わせて氏名、生年月日など、個人情報の定義を明確化し、同号イで個人識別符号が含まれるものと規定するものであります。

次に、第2条中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加えます。

第3号、要配慮個人情報。本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして実施機関が定める記述等が含まれる個人情報をいう。これは、要配慮個人情報の定義の追加で、本人に対する不当な差別、偏見、その他の不利益が生じないように、その取り扱いに特に配慮を要する個人情報を追加するものであります。

2頁をご覧ください。第7条第1項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加えます。第6号、個人情報に要配慮個人情報が含まれているときはその旨。これは、要配慮個人情報の規定の追加に伴い、第7条の「個人情報取扱い事務の届出」の条文を整理するものであります。

第8条に次の1項を加えます。第3項、実施機関は、要配慮個人情報を収集してはならない。ただし、法令等の規定に基づいて取り扱うとき、又は実施機関が長万部町個人情報保護審議会の意見を聴いて、適正な行政執行のため必要と認めて取り扱うときはこの限りでない。こちらも、要配慮個人情報の規定の追加に伴う、第8条の「収集の制限」の条文の整理であります。

附則として、この改正条例の施行日を、公布の日とするものであります。

以上が、ただいま上程されました、長万部町個人情報保護条例の一部を改正する条例についての内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第４号 長万部町手数料条例の一部を改正する条例

○議長（辻義雄） 日程第７、議案第４号長万部町手数料条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤消防長。

○消防長（佐藤英代） ただいま上程されました、議案第４号長万部町手数料条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

この度の改正は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正により、消防法に基づく危険物施設の設置許可、検査等の審査業務に係る手数料の額が改められたことに伴い、長万部町手数料条例の一部を改正するものであります。議案には、８頁の新旧対照表とＡ４版の特定・準特定屋外タンク貯蔵所に係る手数料一覧を添付いたしました。

この度の改正は、手数料額のみでの改正でありますので、はじめに、手数料改正一覧によりご説明いたします。一覧をご覧ください。区分、消防法第１１条第１項前段の規定による設置の許可の「準特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く）」が、現行手数料５３万円を、改定額５７万円に、４万円の増額から、区分の最下段の消防法第１４条の３第１項又は第２項の規定による保安に関する検査の「岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所５０万キロリットル以上、現行手数料４７９万円を、改定額４８３万円に、４万円増額までとし、全ての区分を政令と同一金額に改めるものであります。なお、現在、長万部町におきましては、この手数料改正に係る該当施設はございません。

次に、新旧対照表の８頁をご覧ください。附則、第１号は、施行期日で、この条例は平成３０年４月１日から施行するものであります。第２号は、経過措置で、この条例による改正後の長万部町手数料条例の規定は、この条例の施行の日以降に申請を受理するものから適用し、同日前までに申請を受理したものについては、なお従前の例によるものであります。

以上が、ただいま上程されました、議案第４号長万部町手数料条例の一部を改正する条例の内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

1時まで休憩します。

1 1時56分 休憩

1 3時00分 再開

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第5号 長万部町国民健康保険条例の一部を改正する条例

○議長（辻義雄） 日程第8、議案第5号長万部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

中里町民課長。

○町民課長（中里博也） ただいま上程されました、議案第5号長万部町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由と内容をご説明いたします。

この度の改正は、国民健康保険法改正による、国民健康保険制度の都道府県単位化に伴い、国民健康保険運営協議会の名称が削除されることから、条例の一部を改正するものであります。

条例の改正内容につきましては、議案に添付しております新旧対照表により、ご説明いたします。表の左欄が改正後で、右欄が改正前で、下線部分が改正する内容であります。

第1条であります。国保財政の運営体制は北海道が主体となりますが、町は事務関係を引き続き行うこととなっているため、条文中「保険」の次に「の事務」を加えるものです。

第2条は見出しを含めた改正で、見出し中「国民健康保険運営」を削り、同条中「国民健康保険運営」及び「(以下「協議会」という。)」を削り、同条を第2条の2とし、第1条の次に、(名称)第2条、長万部町の国民健康保険事業の運営に関する協議会(以下「協議会」という。)の名称は、長万部町国民健康保険運営協議会とする。を加えるものです。

なお附則として、この条例は、平成30年4月1日から施行するというものであります。

以上が、ただいま上程されました、議案第5号長万部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の内容であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第6号 長万部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（辻義雄） 日程第9、議案第6号長万部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

中森税務課長。

○税務課長（中森恵） ただいま上程されました、議案第6号長万部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について提案理由と内容をご説明いたします。

今回の改正は、国民健康保険法における財政責任主体が北海道となる改正部分が、平成30年4月1日から施行することに伴い条例の一部改正を行うものであります。

改正内容は、議案に添付しております新旧対照表によりご説明いたします。表の左欄が改正条文、右欄が現行条文で、下線部分が改正する部分であります。なお、内容は、要約して説明させていただきます。

1頁から2頁をご覧ください。第2条は課税額で、法律改正に合わせて、町は北海道が決定した国民健康保険事業費納付金を納付するため、第1項を第1号から3号の号建に改め、保険税課税額の定義変更を行うものであります。第2項及び第3項は、号の追加に伴う文言整理であります。第4項も、号の追加に伴う文言整理で、3頁をご覧ください。第5条の2は、条例の記述ルールによる文言整理を行うものであります。

附則第1条は施行期日で、平成30年4月1日から施行するものであります。

第2条は適用区分で、改正後の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度までの分は従前の例によるというものであります。

以上が、ただいま上程されました、議案第6号長万部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第7号 長万部町介護保険条例の一部を改正する条例

○議長（辻義雄） 日程第10、議案第7号長万部町介護保険条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

豊嶋保健福祉課長

○保健福祉課長（豊嶋慎一） ただいま上程されました、議案第7号長万部町介護保険条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容についてご説明いたします。

平成30年度から平成32年度までの介護保険料率の改正と介護保険法の改正による文言の整理を行うものであります。

条例の内容につきましては、議案に添付しております新旧対照表によりご説明いたします。表の左欄が改正条文で、右欄が現行条文で、下線部分が改正する内容であります。

介護保険料は、第7期長万部町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画における推計に基づき算出された金額に変更するものであります。

新旧対照表をご覧ください。第5条は保険料率で、第1項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改めるものであります。また、第1号に掲げる者の保険料3万円を3万3,000円に、第2号に掲げる者4万5,000円を4万9,500円に、第3号に掲げる者4万5,000円を4万9,500円に、第4号に掲げる者5万4,000円を5万9,400円に、第5号に掲げる者6万円を6万6,000円に、第6号に掲げる者7万2,000円を7万9,200円に、第7号に掲げる者7万8,000円を8万5,800円に、第8号に掲げる者9万円を9万9,000円に、第9号に掲げる者10万2,000円を11万2,200円に改めます。第3項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に、「2万7,000円」を「2万9,700円」に改めます。第16条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改めます。

2頁をご覧ください。附則第1項は施行期日で「この条例は、平成30年4月1日から施行する。」というものであります。第2項は経過措置で「平成29年度以前の年度分の保険料は、今回の改正にかかわらず、なお従前の例とする」という規定であります。

以上が、ただいま上程されました、議案第7号長万部町介護保険条例の一部を改正する条例についての内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第8号 長万部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

○議長（辻義雄） 日程第11、議案第8号長万部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

豊嶋保健福祉課長。

○保健福祉課長（豊嶋慎一） ただいま上程されました、議案第8号長万部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容についてご説明いたします。

介護保険制度の見直しにより、地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等が改正

されたため所要の改正を行うものであります。

条例の内容につきましては、議案に添付しております新旧対照表によりご説明いたします。表の左欄が改正条文で、右欄が現行条文で、下線部分が改正する内容であります。

条数が多いことから包括的に説明させていただきます。条例改正の考え方は、国の基準に準じて改正しております。

1 頁をご覧ください。目次中第 3 章の 2「第 5 節」を「第 6 節」に改め、第 4 節の次に第 5 節として共生型地域密着型サービスに関する基準（第 59 条の 20 の 2・第 59 条の 20 の 3）を加えるものであります。第 2 条は共生型地域密着型サービスの定義の追加であります。

2 頁をご覧ください。第 3 条第 3 項は、法人のほか病床を有する診療所を開設している者の追加であります。第 5 条第 1 号は、政令で定める者の定義の追加であります。

2 頁から 6 頁をご覧ください。第 6 条から第 39 条までは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について、オペレーターに係る基準の見直しと介護・医療連携推進会議の開催頻度の緩和、地域へのサービス提供の推進であります。

1 つ目として、オペレーターに係る訪問介護のサービス提供責任者の「3 年以上」の経験について「1 年以上」に変更することと、特に業務に従事した経験が必要なものとして厚生労働大臣が定めるものについては、引き続き「3 年以上」の経験を必要とすることに改めるものであります。

また、2 つ目として、日中のオペレーターの兼務等について、夜間、早朝と同様に利用者へのサービス提供に支障がない場合には、オペレーターと「随時サービスを行う訪問介護員」及び指定訪問介護事業所、指定夜間対応型訪問介護事業所以外の「同一敷地内の事業所の職員」の兼務を認めることと、夜間、早朝と同様の事業所間の連携が図られているときは、オペレーターの集約を認めることとするものであります。介護・医療連携推進会議の開催頻度について、他の宿泊を伴わないサービスに合わせて、年 4 回から年 2 回とするものであります。指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、正当な理由がある場合を除き、地域の利用者に対してもサービスの提供をしなければならないことを明確化するものであります。

7 頁から 8 頁をご覧ください。第 46 条・第 47 条は、指定夜間対応型訪問看護について、政令で定める者の定義の追加とオペレーターに係る基準の見直しであります。

8 頁から 11 頁をご覧ください。第 59 条の 9 は文言、条項の整理であります。第 3 章の 2 地域密着型通所介護に第 5 節として共生型地域密着型サービスに関する基準を追加するもので第 59 条の 20 の 2 として共生型地域密着型通所介護の基準、第 59 条の 20 の 3 として準用規定を追加するものであります。また、既存の第 5 節を第 6 節として、第 59 条の 25 指定療養通所介護事業所の利用定員を 9 人から 18 人に引き上げるものであります。

第 59 条の 27、12 頁をご覧ください。第 59 条の 38 は文言の修正・追加であります。

12 頁下段から 14 頁をご覧ください。第 61 条は、特別養護老人ホーム等の中に新たな介護保険施設として創設された介護医療院を追加するものであります。第 65 条は、共用型認知症対応型通所介護の利用定員の見直しでユニット型の地域密着型老人福祉施設における利用定員数を、「1 施設当たり 3 人以下」から「1 ユニット当たりユニットの入居者と合わせて 12 人以下」に改めるものであります。

14 頁から 18 頁をご覧ください。第 82 条から第 103 条までは、小規模多機能型居宅介護で文言の追加と整理、介護医療院の追加であります。

18 頁から 20 頁をご覧ください。第 111 条から第 125 条までは、認知症対応型共同生活介

護で介護医療院の追加と身体的拘束等の適正化のための指針の整備や身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催等の義務づけの追加であります。

20頁から21頁をご覧ください。第130条から第138条までは、地域密着型特定施設入居者生活介護で文言の整理、介護医療院の追加、言語聴覚士の追加、身体的拘束等の適正化のための指針の整備等の追加であります。

22頁から26頁をご覧ください。第151条から第186条までは地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護で文言の整理、介護医療院の追加、言語聴覚士の追加、栄養士又は介護支援専門員の追加、身体的拘束等の適正化のための指針の整備等の追加、緊急時等の対応の追加であります。

26頁から33頁をご覧ください。第191条から第202条までは、看護小規模多機能型居宅介護でサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の基準の創設に伴い文言の整理、基準の追加、介護医療院の追加であります。

34頁から35頁をご覧ください。本法附則第2項から第4項までは病院又は診療所の病床の転換に係る経過措置期間を平成36年3月31日まで延長するものであります。

35頁から36頁をご覧ください。第4項の2、第4項の3は附則の追加で、介護療養型医療施設又は医療療養病床から医療機関併設型の指定地域密着型特定施設入居者生活介護に転換する場合の特例で、第4項の2は利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、機能訓練指導員を置かないことができる。また、生活相談員、計画作成担当者は実情に応じた適当数とする。第4項の3は利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、浴室、便所および食堂を設けないことができる旨の特例の追加であります。

附則としてこの条例は、平成30年4月1日から施行するものであります。

以上が、ただいま上程されました、議案第8号長万部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についての内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第9号 長万部町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（辻義雄） 日程第12、議案第9号長万部町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

豊嶋保健福祉課長。

○保健福祉課長（豊嶋慎一） ただいま上程されました、議案第9号長万部町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容についてご説明いたします。

介護保険制度の見直しにより、地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等が改正されたため所要の改正を行うものであり、条例改正の考え方は国に準じております。

条例の改正内容につきましては、議案に添付しております新旧対照表によりご説明いたします。表の左欄が改正条文で、右欄が現行条文で、下線部分が改正する内容であります。

第4条中「法第5条の2」を「法第5条の2第1項」に改めるものであります。

第5条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加えるもので、これは、この項において特別養護老人ホーム等の中に新たな介護保険施設として創設された介護医療院を追加するものであります。

2頁をご覧ください。第9条は、利用定員等で、第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準条例第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項について同じ。）を除く。）」を加え、「3人以下」を「3人以下とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数」に改めるものであります。

これは、この項において、指定地域密着型介護老人福祉施設の中のユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を除き、施設ごとに利用定員を3人以下とする。また、新たにユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においての利用者の数を1日当たり12人以下とするものであります。

第44条は、従業者の員数等で、第6項の表中、3頁をご覧ください。表中「又は」を「、」に改め「限る。）」の次に「又は介護医療院」を加えるものであります。

第45条第3項中、「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加えるものであります。

4頁をご覧ください。第46条、第60条中、「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加えるものであります。

5頁をご覧ください。第72条第2項及び第73条中、「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加えるものであります。

第78条は、身体的拘束等の禁止で、第2項の次に第3項として、「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。」

6頁をご覧ください。「第1号、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するものとする。その結果について、介護従業者その他の従事者に周知徹底を図る。第2号として身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。第3号として介護従業者その他の従業者その他に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。」を加えるものであります。これは、身体的拘束の適正化を図るため、委員会の開催や指針の整備研修会の実施など基準等の追加であります。

第83条第3項中、「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加えるものであります。

附則として、この条例は、平成30年4月1日から施行するものであります。

以上が、ただいま上程されました、議案第9号長万部町指定地域密着型介護予防サービスの事業

の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例についての内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第１０号 長万部町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（辻義雄） 日程第１３、議案第１０号長万部町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

豊嶋保健福祉課長。

○保健福祉課長（豊嶋慎一） ただいま上程されました、議案第１０号長万部町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容についてご説明いたします。

介護保険法施行規則の一部改正により、主任介護支援専門員の定義が改正されたことに伴う改正であります。

条例の内容につきましては、議案に添付しております新旧対照表によりご説明いたします。表の左欄が改正条文で、右欄が現行条文で、下線部分が改正する内容であります。

第４条第１項第１号ウに掲げる主任介護支援専門員の定義を「主任介護専門員研修を修了した者」から、「介護支援専門員であって主任介護支援専門員研修を修了したもの」に改め、また当該主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して５年を経過した者にあつては、修了日から起算して５年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第２号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。と改めるものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行する。という規定であります。

以上が、ただいま上程されました、議案第１０号長万部町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準等に関する条例の一部を改正する条例についての内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第 11 号 長万部町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（辻義雄） 日程第 14、議案第 11 号長万部町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

豊嶋保健福祉課長。

○保健福祉課長（豊嶋慎一） ただいま上程されました、議案第 11 号長万部町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容についてご説明いたします。

介護保険制度の見直しにより、介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等が改正されたため、所要の改正をおこなうものであり、条例改正の考え方は国に準じております。

条例の改正内容につきましては、議案に添付しております新旧対照表によりご説明いたします。表の左欄が改正条文で、右欄が現行条文で、下線部分が改正する内容であります。

第 3 条第 4 項の介護保険施設の次に「障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 17 第 1 項第 1 号に規定する指定特定相談支援事業者」を加えるもので、これは指定特定相談支援事業者の追加であります。

第 6 条第 2 項の「である」を「であり利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができる」に改めるもので、利用者やその家族が複数の指定介護予防サービス事業所の紹介を求めることが可能である事の説明を義務づけるものであります。

2 頁をご覧ください。第 7 項を第 8 項とし、第 6 項各号列記以外の部分中「第 3 項」を「第 4 項」に改め、第 1 号中「第 3 項各号」を「第 4 項各号」に改め、第 6 項を第 7 項とし、第 5 項中「第 3 項第 1 号」を「第 4 項第 1 号」に改め第 5 項を第 6 項とし、第 4 項を第 5 項とし、第 3 項中「第 6 項」を「第 7 項」に改め第 3 項を第 4 項とし、1 頁にお戻りください。第 2 項の次に第 3 項として「指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。」を加えるもので、医療と介護の連携を強化するため、介護予防支援サービス提供開始の際に、入院が必要になった場合、その医療機関に対し担当ケアマネージャーの氏名等を提供するよう利用者に依頼することを義務づけるものであります。

3 頁をご覧ください。第 32 条第 9 項中「ために」の次に「、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、」を加えるもので、サービス担当者会議に利用者及びその家族の参加を明文化したもので

あります。

第14号の次に14号の2として「担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。」を加えるもので、医療と介護の連携を強化するため、指定介護予防サービス事業所から伝達された、医療に関する問題に関して、利用者の同意を得て、必要と認めるものを担当ケアマネージャーから主治の医師等に情報提供を行うことを義務づけるものであります。

第21号中「以下」を「次号及び第22号において」に改め、4頁をご覧ください。

第21号の次に第21号の2として「前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。」ことを加えるもので、医療と介護の連携を強化するため、利用者の同意を得て、担当ケアマネージャーから主治の医師等にケアプランを交付することを義務づけるものであります。

附則として、この条例は、平成30年4月1日から施行するというものであります。

以上が、ただいま上程されました、議案第11号長万部町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例についての内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第12号 長万部町火災予防条例の一部を改正する条例

○議長（辻義雄） 日程第15、議案第12号長万部町火災予防条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤消防長。

○消防長（佐藤英代） ただいま上程されました、議案第12号長万部町火災予防条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由と内容をご説明いたします。

この度の改正は、総務省消防庁通知により、違反対象物に係る公表制度を実施するため、条例の一部を改正するものであります。

条例の改正内容は、議案に添付しております新旧対照表によりご説明いたします。表の左欄が改正条文で、右欄が現行条文で、下線部分が改正する内容であります。

目次中「第54条」を「第55条」に、「第55条・第56条」を「第56条・第57条」に改めます。

次に、見出し（防火対象物の消防用設備等の状況の公表）として第54条を加え、第1項は、消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法、令若しくはこれに基づく命令又はこの条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。第2項として、消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。第3項として、第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容及び公表の手続は、規則で定めるを加えるものであります。

これは、消防法に関する重大な違反のある防火対象物について、その法令違反の内容を利用者等へ公表することにより、利用者等の防火安全に対する認識を高めて、火災被害の軽減を図るとともに、防火対象物の関係者による防火管理業務の適正化及び消防用設備等の適正な設置促進を図る目的で、追加するものであります。

以下、条の繰り下げを行うものであります。

附則として、この条例は、1年間の周知期間を確保し、平成31年4月1日から施行するというものであります。なお、この条例第54条第3項における規則で定める公表の対象となる防火対象物は、ホテルや旅館・病院・大型店舗など不特定多数の者が出入りする、いわゆる特定防火対象物で、対象となる違反は、自動火災報知設備・屋内消火栓設備・スプリンクラー設備の設置義務違反で、公表する内容及び方法は、防火対象物の名称及び所在地、違反の内容を長万部町のホームページ上で公表するものであります。長万部町におきましては、この条例改正に係る公表の対象となる違反施設はございません。

以上が、ただいま上程されました、議案第12号長万部町火災予防条例の一部を改正する条例の内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第13号 辺地総合整備計画の変更について

○議長（辻義雄） 日程第16、議案第13号辺地総合整備計画の変更についての件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

本前総務課長。

○総務課長（本前武広） ただいま上程されました、議案第13号辺地総合整備計画の変更について、提案理由と内容をご説明いたします。

今回の変更は、昨年6月の第2回町議会定例会において議決をいただきました辺地総合整備計画

につきまして、平成30年2月8日付で知事との変更協議が整ったことから、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特例措置等に関する法律第3条第8項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

変更内容につきましては、議案に添付しております、辺地総合整備計画変更一覧表によりご説明いたします。表の左欄が変更後で、右欄が変更前で、下線部分が変更する内容であります。

3公共的施設の整備計画の表中、対象施設の実施設完了に伴い、事業費、財源内訳、辺地対策事業債の予定額を変更するもので、変更後の事業費合計は1億6,087万8,000円となります。内訳は記載のとおりであります。

以上が、ただいま上程されました、辺地総合整備計画の変更についての内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第14号 町道の路線変更について

○議長（辻義雄） 日程第17、議案第14号町道の路線変更についての件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

神野建設課長。

○建設課長（神野隆之） ただいま上程されました、議案第14号町道の路線変更について、提案理由と内容をご説明いたします。提案理由は、道路法第8条第2項及び同法第10条第3項の規定により、市町村道の認定、廃止または変更については、議会の議決に付さなければならないことから、提案するものであります。

議案の内容は、議案の中の表でお示ししておりますとおり、町道紋別線の終点を変更するものであります。

この町道紋別線につきましては、この度、一部区域が北海道森林管理局の管理する国有林道と重複していることが判明いたしました。併用林道の協定も結ばれていないことから、重複管理となるため、渡島森林管理署とその取り扱いについて協議を行ったところ、国有林内の区域については、国有林道として北海道森林管理局が管理を行うことと決定いたしましたので、町道紋別線の延長から国有林道部分との重複部分を除いて、終点を変更するものであります。

議案に添付しております資料の町道路線変更位置図をご覧ください。

赤い丸印でお示ししている起点、字平里135番地は変更ありません。赤い破線の先の矢印でお

示しているところが、旧終点、字平里国有林内の位置であります。

起点寄りの、赤い実線の矢印でお示ししているところが、今回変更となる新終点、字平里 8 6 番地先であります。この終点の変更により、旧延長 9, 2 3 8. 5 3 メートルに対し、新延長 9 6 6. 8 4 メートルとなり、8, 2 7 1. 6 9 メートルの減少となります。

以上が、ただいま上程されました、議案第 1 4 号町道の路線変更についての内容であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第 1 5 号 平成 2 9 年度長万部町一般会計補正予算（第 1 2 号）

○議長（辻義雄） 日程第 1 8、議案第 1 5 号平成 2 9 年度長万部町一般会計補正予算（第 1 2 号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

本前総務課長。

○総務課長（本前武広） ただいま上程されました、議案第 1 5 号平成 2 9 年度長万部町一般会計補正予算（第 1 2 号）について、その内容をご説明いたします。

今回の補正は、各種事務事業等の終了による執行経費をはじめ、物件費等の不用額や歳入を精査し、生じた財源を後年度以降の財源とするため、財政調整基金に積立するものであり、歳入歳出から 9, 6 8 0 万 7, 0 0 0 円を減額し、補正後の予算総額を 5 1 億 4, 0 7 6 万 3, 0 0 0 円とするものであります。

内容は、補正予算書に添付しております概要により、歳出からご説明いたします。

議会費は 1 1 6 万 3, 0 0 0 円の減額で、旅費および需用費の執行残を整理いたしました。

総務費は 3 8 5 万 8, 0 0 0 円の減額であります。

一般管理費は 1, 0 7 3 万 2, 0 0 0 円の追加で、このうち減額となるものは、報酬が表彰審議会などの開催回数減により 2 8 万 4, 0 0 0 円の減額で、その他、人件費の不用額を整理いたしました。報償費は 1 5 万 5, 0 0 0 円、旅費は 2 0 万円の減額で、それぞれ執行残の整理であります。需用費は 1 7 万円の追加で、このうち減額となるものは、消耗品費 1 5 万円、印刷費 3 1 万円、電気料 5 0 万円、水道料 3 0 万円、下水道料 7 万円で、燃料費は、ガス使用量の増に伴い 1 5 0 万円の追加であります。委託料 6 6 万円、使用料及び賃借料 1 3 万円、負担金・補助及び交付金 4 0 万円の減額は、それぞれ執行残を整理いたしました。

積立金は 1, 5 2 1 万 3, 0 0 0 円の追加で、各基金の利息の整理のほか、今回の補正に伴う歳出不用額と歳入を精査し、一般財源を後年度以降の財源調整とするため財政調整基金に積立するもの

であります。なお、この積立てをした後の財政調整基金残高見込額は１２億４７１万７，０００円となります。

文書広報費１２万５，０００円の減額は需用費で、広報の印刷費を整理いたしました。

財産管理費は５６万１，０００円の減額であります。委託料、備品購入費は、それぞれ執行残を整理いたしました。

企画費は５２万８，０００円の減額であります。

報酬は５１万７，０００円の減額、賃金は１６万３千６００円の減額で、まちづくり推進会議委員および地域おこし協力隊員に係るもの。旅費６万７千４００円、需用費２万４千７００円、委託料１万２千７百４０円、使用料及び賃借料７万７千６００円の減額は、それぞれ執行残。役務費３０万円の追加は立木移植作業料で、アグリビジネス事業に関連し、旧デッキ跡地の桜の木が支障物となることから、敷地内の道路脇への移植費用の計上であります。負担金・補助及び交付金は４万４千１００円の減額で、内訳は、北海道新幹線建設負担金が２０万円の追加、その他の負担金、補助金につきましては執行残を整理しました。積立金２万３千０００円の減額は、各基金の利息の整理であります。電子計算費は１万８千９百１０円の減額で、委託料１万７千７００円の減額は、番号制度システム改修委託で、仕様の変更に伴うもの。その他、見積合わせによる執行残を整理いたしました。

歳入では、１３国庫支出金、総務費国庫補助金、番号制度システム整備事業で３万３千６００円の減額であります。

交通安全対策費は１万４千１００円の減額で、道路区画線工事の見積執行残を整理いたしました。

ガス・温泉管理費は９万９千０００円の減額で、需用費５０万円の減額は電気料、役務費６万円の減額は通信費、備品購入費４万３千９００円の減額は連絡車の購入に係るもので、それぞれ執行残を整理いたしました。

防災防犯諸費は２万６千４百８０円の減額であります。

報酬８万円の減額は、協議会の開催案件がなかったことによる減。需用費２万５千円の減額は電気料、委託料１万２千２百００円の減額は地域防災計画改訂業務等の執行残を整理いたしました。負担金・補助及び交付金１万２千９百６０円の減額は、街路灯電気料補助および避難所整備事業補助に係る執行残であります。

税務総務費は１万８千円の減額で、人件費の整理。賦課徴収費は５万５千円の減額で、需用費、役務費、委託料に係る執行残を整理いたしました。

戸籍住民基本台帳費は１万２千５百３０円の減額で、それぞれ需用費、委託料の執行残の整理であります。

２頁をご覧ください。衆議院議員選挙費９万５千４００円の減額は、開票時間の短縮などによる執行残の整理で、歳入では、１３国庫支出金、総務費国庫委託金、衆議院議員選挙で２万８千５百００円を減額計上いたしました。

民生費は３，５９万８，０００円の減額であります。

社会福祉総務費は７万３，０００円の減額、福祉センター費は４万７千５００円の減額で、それぞれ執行残を整理いたしました。

老人福祉総務費は１万９千９百円の減額であります。

需用費１万６千円の減額は修理費、委託料１万５千円の減額は、給食サービスの利用減や老人福祉バスの運行時間数減少および緊急通報システムの利用者減によるものであります。負担金・補助及

び交付金は38万6,000円の減額で、地域敬老会出席者および公衆浴場敬老の日利用者の減によるものであります。扶助費は39万円の減額で、内訳は、社会福祉施設入所者措置24万円、家族介護慰労10万円、緊急通報携帯電話5万円の減額であります。

積立金は4,000円の減額で、地域福祉基金の利息を整理いたしました。

老人福祉費585万3,000円の減額は、介護保険特別会計繰出金の確定によるものであります。

歳入では、13国庫支出金、民生費国庫負担金、低所得者保険料軽減負担金で2万6,000円の減額、14道支出金、民生費道負担金、低所得者保険料軽減負担金で1万3,000円を減額計上いたしました。

地域会館等管理費19万円の減額は需用費で、執行残を整理いたしました。

心身障害者特別対策費は1,181万6,000円の減額で、旅費8万円、委託料30万8,000円、負担金・補助及び交付金12万8,000円の減額は執行残の整理、扶助費1,130万円減額の内訳は、重度心身障害者医療費が400万円の減額、地域生活支援事業が100万円の減額、自立支援医療費が300万円の減額、補装具が130万円の減額、介護・訓練等給付費が200万円の減額であります。

歳入では、13国庫支出金、民生費国庫負担金、自立支援給付が1,010万1,000円の減額、民生費国庫補助金、地域生活支援事業が117万1,000円の減額、14道支出金、民生費道負担金、自立支援給付で505万円の減額、民生費道補助金、地域生活支援事業で58万6,000円を減額計上いたしました。

ひとり親家庭福祉費、扶助費30万円の減額は、医療費の減によるものであります。

後期高齢者医療費は433万9,000円の減額で、内訳は後期高齢者医療療養給付費負担金が450万円の減額、後期高齢者医療特別会計繰出金が16万1,000円の追加であります。

老人福祉センター施設費は35万4,000円の減額で、需用費20万円の減額は燃料費、工事請負費15万4,000円の減額は、渡り廊下屋根修繕工事の執行残であります。

児童福祉総務費、扶助費は500万円の減額で、乳幼児等医療費の減によるものであります。

児童措置費は、551万8,000円の減額であります。

給料1万7,000円の追加は昇給によるもの、賃金245万円、需用費31万円、委託料15万1,000円、備品購入費624万円の減額は、それぞれ執行残を整理いたしました。

扶助費200万円の減額は児童手当で、対象者の減によるものであります。

歳入では、13国庫支出金、民生費国庫負担金、児童手当で57万4,000円の減額、14道支出金、民生費道負担金、児童手当で47万円を減額計上いたしました。

衛生費は1,170万6,000円の追加であります。

予防費は801万円の減額で、委託料750万円および扶助費51万円の減額は、それぞれ、各種検診委託等の執行残を整理いたしました。

環境衛生費は837万1,000円の減額であります。

需用費は10万円の追加で電気料、役務費は2万円の追加で通信費、委託料58万3,000円の減額は、葬斎場管理委託が15万2,000円の減額、葬斎場改修工事監理業務委託が30万1,000円の減額、地球温暖化対策計画改訂業務委託が13万円の減額、工事請負費は650万8,000円の減額で、それぞれ、葬斎場の改修等に伴う執行残を整理いたしました。負担金・補助及び交付金140万円の減額は、合併処理浄化槽設置補助の執行残であります。公害対策費、委託料は12万円の減額で、騒音測定委託の執行残を整理いたしました。

ごみ処理費は８４万４,０００円の減額であります。

報酬１３万円の減額は、廃棄物減量等推進審議会の開催回数の減によるもの、その他、委託料、負担金・補助及び交付金について執行残を整理いたしました。

下水路整備費、委託料は１６万５,０００円の減額で、下水路清掃業務委託の執行残であります。

３頁をご覧ください。し尿処理施設費は７８万４,０００円の減額で、山越郡衛生処理組合負担金が８３万４,０００円の減額、汚水処理施設共同整備事業負担金が５万円の追加で、事業費の確定によるものであります。

病院事業費、繰出金３,０００万円の追加は病院事業会計繰出金で、収支不足分であります。

農林水産業費は３,５３２万７,０００円の減額であります。

農業委員会費、旅費は１３万円の減額で、普通旅費および委員旅費を整理いたしました。

農地費は３４６万２,０００円の減額であります。需用費７万７,０００円の減額は、修理費で執行残によるもの、負担金・補助及び交付金３３８万５,０００円の減額は、静狩地区道営農道整備事業及び長万部中部地区道営草地整備事業の確定に伴う負担金の減であります。

林業振興費は１,１６９万７,０００円の減額であります。

工事請負費９５０万円の減額は、町有林間伐等に係る事業費確定および入札による執行残の整理で、その他、物件費などの執行残を整理いたしました。

歳入では、１４道支出金、農林水産業費道補助金、林業振興事業で５８８万円を減額計上いたしました。

分収造林事業費は１,０６３万３,０００円の減額で、工事請負費９９４万円の減額は、事業費の確定および入札による減。その他、物件費にかかる執行残を整理いたしました。

林道新設改良費、負担金・補助及び交付金６０９万７,０００円の減額は、森林基幹道豊津・黒岩線林道負担金の確定によるものであります。

水産業振興費、負担金・補助及び交付金４万円の減額は、漁業近代化資金利子補助の執行残。水産基盤整備費、負担金・補助及び交付金１６万４,０００円の追加は、水産基盤整備事業地元負担金で、事業量の増に伴う追加計上であります。水産物流通加工基盤強化対策費、委託料は５５０万円の減額で、内訳は、水産廃棄物リサイクル施設維持管理運営委託が４００万円の減額、廃棄物処理委託が１５０万円の減額で、それぞれ事業の確定により執行残を整理いたしました。

アイヌ農林漁業対策事業費、負担金・補助及び交付金２８３万２,０００円の減額は、漁業用作業保管施設整備等の事業費確定によるものであります。

歳入では、１４道支出金、農林水産業費道補助金、アイヌ農林漁業対策事業で２８３万２,０００円を減額であります。

漁業振興設備等整備事業費、負担金・補助及び交付金は４９０万円の追加で、地域づくり総合交付金事業として実施する、ホタテ貝へい死低減試験用養殖施設整備事業が採択となったことから追加計上するもので、歳入では、１４道支出金、農林水産業費道補助金、漁業振興設備等整備事業で、歳出同額の４９０万円を計上いたしました。

商工費は５３万円の減額であります。

商工振興費、負担金・補助及び交付金は１０万円の減額で、中小企業特別融資資金貸付利子補助。観光費、負担金・補助及び交付金は１６万円の減額で、みなみ北海道観光推進協議会負担金。多目的活動センター施設費、需用費２７万円の減額は電気料で、それぞれ執行残を整理いたしました。

土木費は１,１０２万６,０００円の減額であります。

道路橋梁総務費、委託料59万4,000円の減額は、道路台帳補正等の執行残を整理いたしました。道路橋梁維持費、需用費は118万円の減額で、燃料費および電気料の執行残の整理であります。道路新設改良費、補償・補填及び賠償金は79万2,000円の減額で、町道本町一号線に係る移転補償の執行残を整理いたしました。

河川維持費、工事請負費は64万2,000円の減額で、事業確定に伴う執行残の整理であります。

公共下水道費、繰出金は366万8,000円の減額で、公共下水道事業特別会計繰出金であります。

公園費は288万8,000円の減額であります。

賃金は105万1,000円の減額で、時間外作業等の減によるもの。報償費から備品購入費までは、それぞれ入札や見積合わせによる減額のほか、物件費に係る執行残を整理いたしました。

住宅管理費は126万2,000円の減額で、委託料59万7,000円の減額は、消防用設備検査委託等の見積合わせによるもの、工事請負費12万5,000円の減額は、中部団地安全柵修理工事の入札によるもので、その他、需用費、役務費の執行残を整理いたしました。

4頁をご覧ください。消防費は14万円の減額であります。

常備消防費は1万円の追加で、内訳は、旅費が15万円の減額で研修旅費、需用費は16万円の追加で、電気料。消防施設費、備品購入費は15万円の減額で、入札による執行残を整理いたしました。

教育費は1,748万2,000円の減額であります。

事務局費は461万6,000円の減額で、共済費50万円の減額は社会保険料、賃金172万4,000円の減額は特別支援教育支援員賃金、需用費3万2,000円の減額は食糧費、貸付金107万円の減額は奨学金貸付金、負担金・補助及び交付金129万円の減額は、内訳が奨学金給付金が40万円の減額、長万部高校通学費補助が70万円の減額、長万部高校制服購入費補助が19万円の減額で、それぞれ執行残の整理であります。

小学校費、学校管理費は133万円の減額であります。

需用費は76万8,000円の減額で電気料などの物件費。委託料は38万5,000円の減額で、各検査委託。使用料及び賃借料17万7,000円の減額は、印刷機借上料で、それぞれ執行残を整理するものであります。

小学校費、教育振興費は6万8,000円の減額であります。

報償費は10万2,000円の減額で外国語指導助手謝礼。扶助費は3万4,000円の追加で、内訳は、要保護・準要保護児童が8万9,000円の追加、特別支援学級児童が5万5,000円の減額であります。

中学校費、学校管理費は407万6,000円の減額であります。

需用費は63万円の減額で、印刷費や電気料等物件費の執行残。委託料は246万6,000円の減額で、スクールバス運行委託200万円の減額のほか、施設管理委託の執行残を整理いたしました。使用料及び賃借料8万9,000円の減額は、印刷機借上料で執行残。工事請負費は74万7,000円の減額で、トイレ洋式化工事外の執行残、備品購入費は14万4,000円の減額で、管理備品の見積合わせによる執行残の整理であります。

中学校費、教育振興費は70万2,000円の減額であります。

負担金・補助及び交付金は28万2,000円の減額で、中体連等競技大会参加補助金、扶助費は42万円の減額で、要保護・準要保護生徒及び特別支援学級生徒に係る執行残を整理いたしました。

社会教育総務費は44万7,000円の減額であります。

報酬10万9,000円、役務費5万8,000円、委託料2万6,000円、工事請負費25万4,000円は、それぞれ執行残を整理いたしました。

町民センター施設費は21万円の追加で、燃料費および電気料、学習文化センター施設費は27万7,000円の減額で、物件費の執行残の整理であります。

保健体育総務費は81万3,000円の減額で、それぞれ執行残を整理いたしました。

ファミリースポーツセンター施設費は65万9,000円の減額であります。

需用費40万円の減額は電気料、工事請負費および備品購入費は、それぞれ見積合わせによる執行残を整理いたしました。

海洋センター施設費、需用費30万円の減額、町民体育館施設費、需用費10万円の減額は、それぞれ物件費の執行残であります。

学校給食センター費は430万4,000円の減額であります。

報酬5万円の減額は運営委員会開催回数の減によるもの、需用費345万円の減額は給食材料費や燃料費等の執行残の整理、委託料22万円の減額は給食配送業務委託の執行残、工事請負費58万4,000円の減額は連続炊飯器更新工事ほかの入札執行残を整理いたしました。

公債費は303万7,000円の減額であります。

元金64万6,000円の追加は、利率見直しによる元利償還金の変更によるものであります。利子368万3,000円の減額は、平成28年度借入分の利率確定により不用額を整理いたしました。

諸支出金、ガス事業費は4万2,000円の減額で、ガス事業会計繰出金であります。

1頁にお戻りください。次に、歳入についてご説明いたします。ただいま歳出でご説明した分は、省略させていただきます。

町税は、300万円の追加であります。

個人町民税は、現年課税分が所得割の減などにより5,300万円の減額、滞納繰越分が150万円の減額であります。

法人町民税は、法人税割の増により1,000万円の追加。

固定資産税は、現年課税分が5,200万円の追加、滞納繰越分が170万円の減額であります。

軽自動車税は、課税台数の減により10万円の減額。

町たばこ税は、課税本数の減により270万円の減額であります。

分担金及び負担金、民生費分担金の保育所分担金150万円の追加は、利用者の増によるものであります。

使用料及び手数料は1,366万7,000円の減額で、民生使用料の高齢者生活福祉センター使用料から、消防手数料まで、それぞれ利用状況等を精査し整理いたしました。

国庫支出金は1,892万円の減額であります。

民生費国庫負担金の国民健康保険税軽減費8万円は、軽減対象者の減によるもの、未熟児医療費12万7,000円の減額は、実績を考慮し整理いたしました。

土木費国庫補助金の橋梁長寿命化修繕事業19万9,000円および除雪事業612万2,000円の減額は、交付額の決定によるもの。

総務費国庫委託金、在外選挙事務1,000円および民生費国庫委託金、国民年金事務10万円の追加は、交付基準額に基づき計上いたしました。

2頁をご覧ください。道支出金は1,368万8,000円の減額であります。

民生費道負担金、国民健康保険税軽減費 1 2 3 万 8, 0 0 0 円および後期高齢者医療保険料軽減費 5 万 8, 0 0 0 円の減額は、軽減対象者の減によるもの。民生費道補助金は、重度心身障害者医療費から多子世帯保育料軽減事業まで、事業確定などにより整理いたしました。

衛生費道補助金、地域自殺対策強化事業 8 6 万 5, 0 0 0 円の追加は、交付金額の確定によるもの。

農林水産業費道補助金、地域衛生管理体制整備事業 1 万 5, 0 0 0 円および森林病虫害等防除事業 1 万 1, 0 0 0 円の減額は、事業費確定によるもの。農林水産業費道委託金、道営事業監督委託金 2 万 1, 0 0 0 円の減額は、監督受託日数の減によるものであります。

財産収入は 6 6 7 万 9, 0 0 0 円の減額であります。

財産貸付収入、土地貸付収入 9 万 5, 0 0 0 円の追加、家屋貸付収入 1 9 万 4, 0 0 0 円の追加は、実績を考慮し整理いたしました。利子及び配当金は、配当金が 3 万 2, 0 0 0 円の減額、利子が 4 万 5, 0 0 0 円の減額で、それぞれ額の確定によるもの。

物品売払収入 4 6 0 万 9, 0 0 0 円の減額は、事業の中止により町有林伐採木の販売がなかったことなどによる整理であります。

3 頁をご覧ください。生産物売払収入 2 6 5 万 5, 0 0 0 円の減額は、水産廃棄物リサイクル施設の製品販売収益減によるもの。不動産売払収入の立木売払収入 3 7 万 2, 0 0 0 円の追加および土地売払収入 1, 0 0 0 円の追加は、送電線支障木伐採補償金など、実績を考慮し整理いたしました。繰入金、生活交通確保対策基金繰入金 8 万 3, 0 0 0 円の減額は、充当事業の確定による整理であります。諸収入は 1, 7 9 7 万円の減額であります。雑入の給食サービス食事代実費から、農地保有合理化事業まで 9 項目は、それぞれ事業の確定や年度末を見込んで整理いたしました。

町債は 3, 0 3 0 万円の減額であります。

総務債から教育債まで、事業費等の確定により整理いたしました。

次に、補正予算書の 5 頁をご覧ください。第 2 表は、地方債補正の変更であります。

起債の目的・新幹線対策から学校給食施設整備まで 1 6 項目で、変更前の総額 4 億 5, 6 1 0 万円を、変更後の総額 4 億 2, 5 8 0 万円に、3, 0 3 0 万円減額し、この表のとおり変更したいというものであります。

以上が、平成 2 9 年度長万部町一般会計補正予算（第 1 2 号）の内容であります。

なお、譲与税等の決定は年度末となるため、専決処分に対応したいと考えておりますので、あらかじめお含み置き願います。以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑は歳出より行います。

はじめに議会費、1 6 頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に総務費、1 6 頁から 2 0 頁です。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に民生費、2 1 頁から 2 3 頁です。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に衛生費、2 3 頁から 2 5 頁です。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に農林水産業費、2 5 頁から 2 7 頁です。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に商工費、2 7 頁です。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に土木費、２８頁から２９頁です。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に消防費、３０頁です。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に教育費、３０頁から３４頁です。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に公債費、３４頁です。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に諸支出金、３４頁です。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

以上で歳出を終わります。

続いて歳入を行います。はじめに町税、６頁から７頁です。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に分担金及び負担金、７頁です。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に使用料及び手数料、７頁から８頁です。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に国庫支出金８頁から９頁です。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に道支出金、１０頁から１１頁です。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に財産収入、１２頁です。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に繰入金、１３頁です。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に諸収入、１３頁です。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に町債、１４頁から１５頁です。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

以上で歳入を終わります。

次に５頁をご覧ください。第２表地方債補正を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。
2時25分まで休憩いたします。

14時14分 休憩

14時25分 再開

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第16号 平成29年度長万部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（辻義雄） 日程第19、議案第16号平成29年度長万部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

中里町民課長。

○町民課長（中里博也） ただいま上程されました、議案第16号平成29年度長万部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の提案内容についてご説明いたします。

今回の補正は、納付金等の額の確定に伴う補正であります。歳入歳出へそれぞれ103万円を追加し、補正後の予算総額を9,889万2,000円とするものであります。

内容につきましては、補正予算書に添付しております概要によりご説明いたします。

まず歳出からご説明いたします。後期高齢者医療広域連合納付金、負担金補助及び交付金100万円の追加は、事務費負担金の減、保険料等負担金の増により広域連合への納付金が確定し、増額となったものであります。

諸支出金、償還金・利子及び割引料3万円の追加は、保険料還付金が増額となったものであります。

次に歳入をご説明いたします。繰入金は16万1,000円の追加で、保険基盤安定繰入金の確定による増額であります。

繰越金、繰越金、86万9,000円の追加は、前年度繰越金であります。

以上が、議案第16号平成29年度長万部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の内容であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。3頁から4頁です。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第17号 平成29年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（辻義雄） 日程第20、議案第17号平成29年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

中里町民課長。

○町民課長（中里博也） ただいま上程されました、議案第17号平成29年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の提案内容についてご説明いたします。

今回の補正は、保険給付費等の減額に伴う各種交付金等の増減および年度末までの予算執行を見越しての補正であります。歳入歳出からそれぞれ828万9,000円を減額し、補正後の予算総額を10億9,052万3,000円とするものであります。

内容につきましては、補正予算書に添付しております概要によりご説明いたします。

まず歳出からご説明いたします。総務費は18万円の減額であります。

一般管理費は給料1万円、職員手当等1万円、共済費20万円の増で、人件費関係の予算の追加分と、委託料5万円の減額は、共同電算事務処理委託等で件数及び負担割合の減によるものであります。

連合会負担金、負担金・補助及び交付金5万円の減は、被保険者数減少による国保連合会負担金の減額であります。

保険税収納向上対策費、職員手当等30万円の減は、時間外勤務手当の減額であります。

保険給付費は203万9,000円の減額で、一般被保険者療養給付費、負担金・補助及び交付金300万円の増は一般被保険者分件数の増によるもの。退職被保険者等療養給付費、負担金・補助及び交付金158万9,000円、退職被保険者等療養費、負担金・補助及び交付金10万円の減は、いずれも退職被保険者等分件数の減による減額でございます。審査支払手数料、役務費5万円の減は、レセプト審査件数の減によるものであります。

一般被保険者高額介護合算療養費、負担金・補助及び交付金12万円の減額は、対象者の減によるもの、出産育児一時金、負担金・補助及び交付金294万円、葬祭費、負担金・補助及び交付金24万円の減は、いずれも対象者件数の減少による減額であります。

共同事業拠出金は、500万円の減額で、保険財政共同安定化事業拠出金の確定見込みによる減額であります。

保健事業費は107万円の減額で、特定健康診査等事業費、委託料100万円の減は、健診受診者の減少によるもの。保健衛生普及費、委託料7万円の減は、半日人間ドック受診者の減少による減額であります。

次に、歳入についてご説明いたします。国民健康保険税は、862万5,000円の減額であります。

一般被保険者国民健康保険税、医療給付費分、現年課税分605万円、介護納付金分、現年課税分10万5,000円、医療給付費分、滞納繰越分17万5,000円、後期高齢者支援金分滞納繰越分13万円といずれも減額で、世帯所得割の減による賦課額確定と滞納未収金等の徴収減によるものであります。

退職被保険者等国民健康保険税は、医療給付費分、現年課税分145万円、後期高齢者支援金分、現年課税分44万円、介護納付金分、現年課税分27万5,000円といずれも減額で、退職被保険者数の減少に伴う賦課額確定による減であります。

国庫支出金は6万2,000円の減額で、特定健診等負担金の交付申請見込額による減額であります。また、道支出金についても6万2,000円の減額で、同じく特定健診等負担金の交付申請見込

額による減額であります。

諸収入、一般被保険者第三者納付金46万円の追加は、第三者行為発生による納付金の増額によるものであります。

以上が、議案第17号平成29年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の提案内容であります。

なお、交付金等は年度末に決定されるため、出納閉鎖時点において財源不足が生じた場合は、財源補填のための繰上充用の手続が必要となります。その際には専決処分により措置してまいりたいと考えております。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。3頁から7頁です。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第18号 平成29年度長万部町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（辻義雄） 日程第21、議案第18号平成29年度長万部町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

豊嶋保健福祉課長。

○保健福祉課長（豊嶋慎一） ただいま上程されました、議案第18号平成29年度長万部町介護保険特別会計補正予算（第3号）の提案内容についてご説明いたします。

今回の補正は、補助金等の額の確定および年度末を見越しての補正であります。歳入歳出からそれぞれ1,976万4,000円を減額し、補正後の予算総額を7億5,923万3,000円とするものであります。

補正予算書に添付いたしております概要により、歳出からご説明いたします。

1 総務費は108万1,000円の減額であります。

認定調査費等、報酬60万円の減額は、嘱託調査員による認定調査件数の減。役務費10万円の減額は、医師意見書作成件数の減。委員会費、報酬10万円の減額は委員会開催回数等の減。委託料28万1,000円の減額は、介護保険事業計画作成委託料の執行残であります。

2 保険給付費は1,390万円の減額であります。

居宅介護予防サービス給付費、負担金・補助及び交付金2,283万8,000円の減額は、訪問介護および通所介護短期入所生活介護利用者の減によるものであります。

施設介護サービス給付費、負担金・補助及び交付金1,500万円の追加は、老人福祉施設入所者の増によるものであります。

住宅改修費、負担金・補助及び交付金５０万円の減額は、利用者の減によるものであります。

サービス計画給付費、負担金・補助及び交付金２５８万円の減額は、ケアプラン作成件数の減によるものであります。

高額サービス費、負担金・補助及び交付金２９８万２，０００円の減額は、高額介護サービス費および高額医療合算サービス費の減によるものであります。

この保険給付費に対応する歳入は、４国庫支出金の介護給付費負担金、現年度分１２１万７，０００円の追加、調整交付金５０６万８，０００円の減額であります。

５支払基金交付金の介護給付費交付金、現年度分９９７万２，０００円の減額。

６道支出金の介護給付費負担金、現年度分３７９万１，０００円の減額であります。

歳出に戻ります。３地域支援事業費は４７８万３，０００円の減額であります。

介護予防・生活支援サービス事業費の負担金・補助及び交付金３００万円の減額は、デイサービス等、通所介護相当サービス利用者の減によるものであります。

また、歳入では、３使用料及び手数料の地域支援手数料、包括的支援・任意事業手数料１万１，０００円の減額、５支払基金交付金の地域支援事業交付金の現年度分１６８万６，０００円の減額であります。

包括的支援・任意事業費、給料５０万円、職員手当等２３万６，０００円、共済費５万円の減額は、職員の病気休職に伴う減、役務費２６万５，０００円の減額は、高齢者生活アンケート調査郵送料執行残を整理いたしました。

委託料４５万２，０００円の減額は、介護予防サービス計画作成利用者および配食サービス利用者の減によるものであります。負担金・補助及び交付金２８万円の減額は、成年後見人の報酬等で、利用がなかったことによる減額であります。

次に、歳入についてご説明いたします。ただいま歳出でご説明した分は省略させていただきます。

１保険料５の第１号被保険者保険料は、５４０万円の追加であります。

現年度分特別徴収保険料３４０万円の追加、現年度分普通徴収保険料２００万円の追加で保険料確定に伴う追加であります。

８繰入金の一般会計繰入金、その他一般会計繰入金５８５万３，０００円の減額は、介護会計事業費の確定により整理するものであります。

以上が、ただいま上程されました、平成２９年度長万部町介護保険特別会計補正予算（第３号）の内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。４頁から７頁です。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第 19 号 平成 29 年度長万部町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

○議長（辻義雄） 日程第 22、議案第 19 号平成 29 年度長万部町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤水道ガス課長。

○水道ガス課長（佐藤剛） ただいま上程されました、議案第 19 号平成 29 年度長万部町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）の内容についてご説明いたします。

補正予算の内容につきましては、補正予算書に添付しております概要によりご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出からそれぞれ 658 万 6,000 円を減額し、補正後の予算総額を 3 億 2,685 万 1,000 円とするものであります。

はじめに、歳出からご説明いたします。下水道費は、658 万 6,000 円の減額であります。内訳の、各項目の減額につきましては、予算執行残を減額するものであります。

一般管理費の負担金・補助及び交付金 35 万 9,000 円の追加は、検満メーター負担金の確定による追加、公課費 33 万 8,000 円の減額は、消費税確定による減。

管渠管理費の需用費 8 万円の減額は、電気料の執行残。委託料 13 万 2,000 円の減額は、下水道管渠清掃業務委託料の執行残。工事請負費 331 万 8,000 円の減額は、マンホール補修工事および管路施設移設工事の執行残。

終末処理場管理費の需用費 84 万円の減額は、消耗品費および電気料の執行残。委託料 213 万 7,000 円の減額は、維持管理業務、脱水污泥処理および運搬業務委託料の減。

汚水処理施設共同整備費の委託料 10 万円の減額は、基本設計・地質調査・地形測量・詳細設計業務委託の執行残であります。

次に、歳入になります。はじめに国庫支出金の下水道費国庫補助金 5 万円の減額は、歳出の汚水処理施設共同整備費の減額に伴うものであります。

次に、繰入金の一般会計繰入金 366 万 8,000 円の減額は、歳入歳出の補正に伴い、一般会計繰入金を減額するものであります。

次に、諸収入の 276 万 8,000 円の減額は、受託事業収入の汚水処理施設共同整備事業の 5 万円の追加と、雑入の管路施設移設事業の道道長万部公園線の道路改良に伴う移設分 281 万 8,000 円の減によるものであります。

次に、町債の下水道債 10 万円の減額は、汚水処理施設共同整備事業費の減額により起債が減額となるものであります。

次に、補正予算書の 4 頁をご覧ください。

第 2 表は、地方債補正であります。起債の目的、汚水処理施設共同整備事業の限度額を、変更前 510 万円を変更後 500 万円に変更したいというものであります。

以上が、平成 29 年度長万部町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）の内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。5 頁から 7 頁です。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

次に４頁をご覧ください。第２表地方債補正を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第２０号 平成２９年度長万部町ガス事業会計補正予算（第２号）

○議長（辻義雄） 日程第２３、議案第２０号平成２９年度長万部町ガス事業会計補正予算（第２号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤水道ガス課長。

○水道ガス課長（佐藤剛） ただいま上程されました、議案第２０号平成２９年度長万部町ガス事業会計補正予算（第２号）の内容について、ご説明いたします。

補正予算の内容につきましては、補正予算書に添付しております概要によりご説明いたします。

今回の補正は、収益的収入及び支出ならびに資本的収入及び支出の補正であります。

はじめに、収益的収入及び支出の支出で、予算第３条に定めた収益的収入及び支出のうち、支出のガス事業費から４２万２,０００円を減額し、補正後の支出予定額を１億２,７１０万２,０００円に改めるものであります。

内訳では、企業債利息の４２万２,０００円の減額は、２８年度借入分の利率確定による減であります。

次に、資本的収入及び支出になります。はじめに支出の説明で、予算第４条に定めた、資本的収入及び支出の資本的支出から６０万６,０００円を減額し、補正後の支出予定額を６,６２６万５,０００円に改めるものであります。

内訳では、製造設備１４万円の減額は、製造設備改良工事の執行残、供給設備４６万６,０００円の減額は、ガス経年管改良工事の執行残であります。

次に、収入になります。資本的収入から５４万２,０００円を減額し、補正後の収入予定額を、３,６１５万８,０００円に改めるものであります。

内訳では、企業債５０万円の減、出資金４万２,０００円の減額は、供給設備に係るガス経年管改良工事額確定により減額するものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額３,０１０万７,０００円は、過年度分損益勘定留保資金３,０１０万７,０００円で補填いたします。

次に、補正予算書の1頁をご覧ください。第2条は、業務の予定量の変更になります。予算第2条表中、本年度の欄の製造設備「770万円」を「756万円」に改めるものは、製造設備改良工事額の確定により、供給設備「3,770万円」を「3,723万4,000円」に改めるものは、ガス経年管改良工事額の確定により改めるものです。

第3条の収益的収入及び支出と、第4条の資本的収入及び支出は、概要で説明いたしましたので省略させていただきます。

次に、2頁をご覧ください。

第5条は、企業債の借入限度額の変更で、ガス経年管改良工事額確定により、借入額を変更するものであります。予算第5条中、起債の目的・供給設備の限度額を、変更前「2,760万円」を、変更後「2,710万円」に改めるものです。

以上が、平成29年度長万部町ガス事業会計補正予算（第2号）の内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。はじめに収益的収入及び支出を行います。4頁です。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に資本的収入及び支出を行います。5頁です。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に1頁をご覧ください。第2条業務の予定量および第5条企業債を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第21号 平成29年度長万部町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（辻義雄） 日程第24、議案第21号平成29年度長万部町水道事業会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤水道ガス課長。

○水道ガス課長（佐藤剛） ただいま上程されました、議案第21号平成29年度長万部町水道事業会計補正予算（第2号）の内容について、ご説明いたします。

補正予算の内容につきましては、補正予算書に添付しております、概要によりご説明いたします。

今回の補正は、収益的収入及び支出ならびに資本的収入及び支出の補正であります。

はじめに、収益的収入及び支出の支出で、予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、支出の水道事業費から103万円を減額し、補正後の支出予定額を1億6,581万4,000円に改め

るものであります。

内訳では、資産減耗費の固定資産除却費 103 万円の減額は、除却資産の確定により減額するものであります。

次に、資本的収入及び支出になります。はじめに支出の説明で、予算第 4 条に定めた、資本的収入及び支出の資本的支出から 1,566 万 7,000 円を減額し、補正後の支出予定額を 6,023 万 5,000 円に改めるものであります。内訳では、配水設備 1,444 万 7,000 円の減額は、道道長万部公園線道路改良工事に伴う水道管移設工事の実施事業費の減少により、減額するものであります。営業設備 122 万円の減額は、連絡車の入札執行残により減額するものであります。

次に、収入になります。資本的収入から 980 万 9,000 円を減額し、補正後の収入予定額を 499 万円に改めるものです。内訳では、工事負担金 980 万 9,000 円の減額は、配水設備に係る水道管移設工事額の確定により、減額するものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 5,524 万 5,000 円は、過年度分損益勘定留保資金 1,757 万円、当年度分損益勘定留保資金 3,247 万 5,000 円および建設改良積立金処分額 520 万円で補填いたします。

以上が、平成 29 年度長万部町水道事業会計補正予算（第 2 号）の内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。はじめに収益的収入及び支出を行います。3 頁です。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に、資本的収入及び支出を行います。3 頁です。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第 22 号 平成 29 年度長万部町病院事業会計補正予算（第 5 号）

○議長（辻義雄） 日程第 25、議案第 22 号平成 29 年度長万部町病院事業会計補正予算（第 5 号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

田辺病院事務長。

○病院事務長（田辺知行） ただいま上程されました、議案第 22 号平成 29 年度長万部町病院事業会計補正予算（第 5 号）の内容についてご説明いたします。

補正予算の内容につきましては、補正予算書に添付しております概要によりご説明いたします。

今回の補正は収益的収入及び支出ならびに資本的収入及び支出の補正であります。

はじめに、収益的収入及び支出になります。予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出のうち、収

入の病院事業収益から8,000万円を減額し、補正後の収入予定額を5億7,359万円とし、また支出の病院事業費用から3,890万円を減額し、補正後の支出予定額を6億2,252万5,000円に改めるものであります。

支出の内訳からご説明いたします。医業費用3,890万円の減額は、医業費用の給与費の給料1,100万円の減額、手当1,200万円の減額、賃金200万円の減額、法定福利費500万円の減額、退職給付費300万円の減額となります。

次に材料費の薬品費、200万円の減額、診療材料費100万円の減額となります。経費の光熱水費100万円の減額、委託料160万円の減額、医業外費用としてリース資産購入支払利息30万円の減額となります。

次に収入についてご説明いたします。医業収益の入院収益5,000万円の減額は、入院患者数の減少による減。外来収益6,000万円の減額は、外来患者数の減少による減。医業外収益の他会計補助金3,000万円の追加は、入院外来収益の減収分を一般会計から補填するものであります。

次に概要の2頁目をご覧ください。資本的収入及び支出になります。予算第4条に定めた資本的収入及び支出のうち、収入の資本的収入を240万円減額し、補正後の収入予定額を5,933万8,000円に改めるものであります。内訳は、企業債の借入額の決定によるものであります。

次に資本的収入及び支出の支出で、資本的支出を630万円減額し、補正後の支出予定額を6,412万4,000円に改めるものであります。

内訳は、病院設備工事の減額230万円と、当初予算でリース購入を予定しておりました医療機器を起債購入したことにより400万円の減額となります。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額478万6,000円は、過年度分損益勘定留保資金478万6,000円で補填いたします。

次に補正予算書の1頁をご覧ください。第2条は業務の予定量の変更で、年間患者数、入院延6,205人を5,399人に、外来延べ2万8,548人を2万3,661人に改めるものであります。

第3条の収益的収入及び支出と、第4条の資本的収入及び支出は、概要で説明いたしましたので省略させていただきます。

2頁になります。第5条は予算第6条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない経費を改めるもので、給与費3,300万円を減額することから、給与費の予定額を4億696万8,000円に改めるものです。

第6条は予算第7条中、他会計からの補助金2億7,000万円を他会計補助金の追加により3億円に改めるものであります。

第7条は予算第8条中、棚卸資産購入限度額6,355万円を材料費の減額により、6,055万円に改めるものであります。

第8条は予算第10条中の限度額を変更するもので、消防用設備・整備の起債限度額を5,000万円から、4,760万円に減額するものであります。

以上が、ただいま上程されました、平成29年度長万部町病院事業会計補正予算（第5号）の内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。はじめに収益的収入及び支出を行います。5頁から6頁です。質疑ありませんか。

高森議員。

○議員（4番 高森功治） 5頁の病院事業収益。入院収益と外来収益合わせて1億1,000万円

少ないということで、患者さんが減って、入ってこないという説明だったんですけども、患者さんがこれだけ来なかったと思われる要因は何かありますか。

○議長（辻義雄） 田辺病院事務長。

○病院事務長（田辺知行） 内科医の固定医が8月まで、4月から固定していなかったのがひとつの原因と、外来患者に関しましては、薬の長期投薬により、昔は1か月も出さなかったんですけど、今は60日、90日という投薬がありますので、外来患者数は、当然2か月3か月に1回しか来ませんので、外来患者数はだんだん減ってきております。入院患者数は、ちょっと常勤医が固定しなかったのが原因かと思われます。

○議長（辻義雄） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に資本的収入及び支出を行います。6頁です。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に1頁をご覧ください。第2条業務の予定量および第5条議会の議決を経なければ流用することのできない経費から、第8条企業債までを一括して行います。1頁から2頁です。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第23号 平成30年度長万部町一般会計予算から

議案第30号 平成30年度長万部町病院事業会計予算まで

○議長（辻義雄） 日程第26、議案第23号平成30年度長万部町一般会計予算から、日程第33、議案第30号平成30年度長万部町病院事業会計予算までの8件の議案を、会議規則第37条の規定により、一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております、8件の議案については、議長を除く9人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よってただいま議題となっております8件の議案については、議長を除く9人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。委員長、副委員長互選のため暫時休憩いたします。

15時01分 休憩

15時09分 再開

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま休憩中に開催した予算審査特別委員会において、委員長および副委員長が互選されましたので、ご報告いたします。

委員長には辻紀樹議員、副委員長には長崎議員、以上のとおりであります。

議案配付のため暫時休憩いたします。

15時09分 休憩

15時11分 再開

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（辻義雄） 諸般の報告を事務局長からいたします。

岡部事務局長。

○議会事務局長（岡部忠） 諸般の報告をいたします。

ただいまから議題となります、諮問第1号人権擁護委員の推薦についての議案が町長から提出されましたので、お手元に配付いたしました。以上であります。

○議長（辻義雄） 以上で諸般の報告を終わります。

◎諮問第1号 人権擁護委員の推薦について

○議長（辻義雄） 日程第34、諮問第1号人権擁護委員の推薦についての件を議題といたします。提出者の説明を求めます。

木幡町長。

○町長（木幡正志） ただいま上程されました、諮問第1号人権擁護委員の推薦につきまして、提案理由をご説明いたします。

長万部町には、現在3名の人権擁護委員が法務大臣から委嘱されております。この度そのうちの石垣聖子氏が平成30年6月30日付をもって任期満了となりますので、再度推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

推薦する候補者の住所は、山越郡長万部町字大浜20番地6、氏名は石垣聖子氏で、昭和28年5月7日生まれでございます。よろしく願いを申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本件を採決いたします。

お諮りいたします。本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本件はこれに同意することに決定いたしました。

◎休会の決定

○議長（辻義雄） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により、３月９日から１２日までの４日間を休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって３月９日から１２日までの４日間を休会とすることに決定いたしました。

なお、本会議は３月１３日午前１０時から再開いたしますのでご承知おき願います。

◎散会宣告

○議長（辻義雄） 本日はこれにて散会いたします。どうもお疲れ様でした。

１５時１３分散会
